

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	伊 藤 良 昭 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	加 藤 秀 典 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	鈴 木 仁 君
財 政 課 長	相 原 光 男 君
税 務 課 長	佐 藤 芳 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	鈴 木 俊 昭 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第4号)

平成29年9月7日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第10号 柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例
- 第 3 議案第11号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第12号 平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約について
- 第 5 議案第13号 平成29年度柴田町一般会計補正予算
- 第 6 議案第14号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第15号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第16号 平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第 9 議案第 17 号 平成 29 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第 10 議案第 18 号 平成 29 年度柴田町水道事業会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、5番桜場政行君、6番吉田和夫君を指名いたします。

次の日程の前に、昨日の会議において教育委員会委員の任命に同意されました日下輝美さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。

日下輝美さん、どうぞ。

〔日下輝美君 登壇〕

○教育委員（日下輝美君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました日下輝美と申します。

教育委員として任命を同意いただきまして、まことにありがとうございます。

現在の教育環境、経済・社会情勢を考えますと、まさに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。これまで培ってまいりました経験や体験を、少しでも柴田町の教育に還元できればと思っております。今後も皆様の支援を糧に、次の世代を担う柴田町の子どもたちの教育のために力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のご挨拶とかえさせていただきます。（拍手）

---

---

### 日程第2 議案第10号 柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第10号柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職

員の採用等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

学校編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、宮城県教育委員会が定めた基準を標準として、町教育委員会が児童生徒の実態を考慮して行うこととなっています。

今回の条例は、柴田小学校で、今後、複数の複式学級が見込まれ、県の学級編制弾力化事業だけでは複式学級の解消が困難となることから、柴田町独自の学級編制により1学年1学級とすることで、児童一人一人にきめ細かな指導ができるよう町費負担の教職員を配置するため、任期付教職員の採用に関して必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長（森 浩君） それでは、柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例について詳細説明をいたします。

まず、議案第10号関係資料5ページをごらんください。

柴田小学校の児童数、学級編制の推移になります。本年8月現在の学齢簿の児童数をもとに作成しております。

平成29年度は、第2学年と第3学年が合わせて13人で複式学級対象となりますが、宮城県の学級編制弾力化の加配により解消されております。県の学級編制の弾力化での加配は、1学級分だけが対象となります。

平成30年度以降の児童数は、平成30年が47人、平成31年が43人、平成32年が42人、平成33年が38人、平成34年が44人、平成35年が39人と、40人前後で推移をいたします。学級数も平成30年度から複式学級1クラスで5学級となり、町独自の教職員の配置が必要となります。

学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条により、県が定めた基準を標準とし、町教育委員会が児童生徒の実態を考慮して独自の学級編制を行うことが可能となっております。

また、市町村立学校職員給与法により、市町村が給与を負担することにより独自に教職員を

任用することができることから、今回の条例については、柴田小学校の複式学級解消策として町費負担の教職員を配置するため、任期付教職員の採用に関して必要な事項を定めるものです。

条例について説明をいたします。議案書5ページになります。

第1条は、任期付教職員の採用の根拠法例として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づくと規定し、任期を定めて採用する町費負担の教職員の任用及び給与等に関して必要な事項について町の条例を適用するほか、町条例に規定がない手当について本条例で定める趣旨を規定しております。

第2条は、法律に基づき、任命権者は柴田町教育委員会とし、教育委員会が選考により採用することができることを規定しております。

第3条は、教職経験年数の区分に応じ、任期付教職員の給料の支給について規定しています。議案7ページの別表の給料の額についてですが、こちらは宮城県の教育職給料表と先行自治体である大河原町、白石市の例を参考として定めたものであります。

第4条から第6条までは、町条例にない各種手当について規定したものです。宮城県の教職員に準じて定めたものです。

第4条では、教職調整額の支給について定めたものです。資料の3ページをごらんください。

①の教職調整額になります。給料月額 $100$ 分の $4$ を支給し、また、期末勤勉手当の算定基礎に教職調整額を加算すると規定したものです。これは教員の勤務実態が一般職とは異なり、自宅などで教材研究や授業準備などを行うなど超過勤務として時間的にはかれないことから定められもので、この支給により教員には時間外勤務手当の支給はありません。

第5条、②になります。教員特殊業務手当の規定であります。こちらは、災害時等の緊急業務に従事した場合や修学旅行などの業務に従事した場合の手当として、宮城県の教職員に準じ1日につき支給するものです。こちらの手当に関しては、資料のとおり(1)(2)(3)ということで(4)まで、宮城県の教職員に準じて支給されるものです。

次に、③になります。第6条、義務教育等教員特別手当の規定です。学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法という法律に基づきまして、教員に優秀な人材を確保するため、昭和50年に宮城県の給与条例に定められ支給されてきているものです。

手当の額は、規則の資料の2ページになります。資料2ページの規則別表の額となっております。

次に、条例のほうになります。

第7条では、原則的に任期付教職員には時間外勤務を命じないものとするものであります。ただし、臨時または緊急の業務が生じた場合の例外規定を規定したもので、こちらも関係資料1ページの条例施行規則第5条に掲げる業務となります。

規則のほうの第5条です。条例第7条ただし書きに規定する業務は次に掲げる業務とするということで、4項目上げております。

次に、第8条です。第8条は、教育委員会規則への委任規定となっております。

最後に、附則として、施行期日については公布の日からとするものです。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 3点ほど質問したいと思います。現時点ではやむを得ない条例の制定という立場で質問いたします。

1点目ですけれども、町費負担の教職員を配置するため任期付教職員の採用することとなるわけですが、町教育委員会として慎重にこの方針に踏み切ろうと固めたに至ったと思われませんが、決め手となった大きな理由はどんな理由からだったのか、それをまず1つお伺いします。

2つ目ですけれども、任期付教職員1人に対する、先ほど説明がありましたけれども、年間の支払額おおよそ合計で幾らになると計算しているのか。また、予定では年1人で推移していくと予想している予定のようですが、2人になるということはないのか。その辺もお伺いしておきたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、町長に伺っておきたいと思います。総合教育会議のメンバーである町長は、町独自で教職員の採用をすることとなる事態をどう思われているのか。また、柴田小学校の今後のあり方をどういった考えを持っているのか、伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 以上3点について、教育総務課長、答弁求めます。

○教育総務課長（森 浩君） この導入するに至った大きな理由ということですが、まず、柴田小学校は少人数の学校ではありますが、デメリットといわれるような案件が柴田小学校においては逆にきめ細かな教育ということで、少人数であるがゆえにきめ細かな教育が行われておりますので、例えば柴田小学校が槻木中学校に行った際に、中学校において柴田小学校の生徒が成績的に落ちるとかそういうことは全くなく、例えばことしであれば、あと少人数であるがゆえにリーダーシップとかそういうものが小学校で体験できないがゆえということが考えられる

んですが、現実的にはことしの槻木中学校の生徒会長等は柴田小学校出身者でございます。

それから、そういうデメリットになる部分を柴田小学校においてはメリットにかえる形で、例えば異年齢ということで6年生が1年生と交流するというか、学校全体でそういう交流をすることによって、少ない生徒数の中でそういうふうな教育ができていくということで、デメリットといわれる部分が今柴田小学校においては生じてはいないという部分があります。

また、昨日もあったのですが、やはり柴田小学校地区、行政区の協力を得て行事等も地区と一緒に盛上げている地域であって、こちらはこの小学校があることによって、入間田、葉坂、成田、小成田、この地区がやっぱりコミュニティーの核として小学校が位置しているという部分がありますので、今の状況を維持して、今のところは1学年1学級が何とかできている状況でしたので、今回条例を制定して、その1学年1学級を維持していくという部分で導入に至った理由になります。

○議長（高橋たい子君） 2点目。

○教育総務課長（森 浩君） 2点目です。今回、任期付教職員を採用するということでの幾らくらいになるかということですが、先ほどの7ページ、給料の額が載っております。大学卒を想定すれば、例えば新規の方であれば20万6,900円という給料になりますが、本人に給付される給与それ以外に町として負担する共済等の負担金がございますので、人件費総額とすれば600万円台にはなるのではないかと想定しております。

それから、1人だけではなく2人になる可能性ということですが、先ほども児童数の推移を見ていただきました。本年の学齢簿の0歳から5歳児までの状況からすると、今のところ平成35年までは1学級のみが独自教員を充てれば何とかなるという状況ですので、ただやはり人数が少ないがゆえに、転居または転出等があればまたクラス編制が変わってしまうという部分は懸念はしております。その際には2人になる可能性もあるかとは思いますが、ただ一方で、また転入なり転居していただくともまたこちらが変わるという状況になりますので、今のところは1人ということでは想定しております。

○議長（高橋たい子君） 3点目、町長、答弁求めます。

○町長（滝口 茂君） この複式学級につきましては、まず前段階として、大河原管内で2市7町の首長と仙南の地方事務所に入っている各所長たちとの懇談会があるんですが、そのときに、この県の学級編制の弾力化と35人学級の要求と、もう一つ、町が町の負担で教職員を雇った際にも一旦は県で雇って派遣をしていただけないかということをお願いさせていただきました。

仙南サミットにおきましても知事に直接、8月29日、35人学級、それから県の学級編制の弾

力化の拡大、それから、まずは町が負担するとしても、職員については県で採用してそこから派遣という形をお願いをしたという経緯がございます。積極的に町長もかかわっているということです。

2番目、今後の柴田小学校のあり方ですが、やっぱり第1には子どもたちのことを考える必要があるということで、子どもたちの潜在能力を見つけて伸ばしてやれる環境がどういう環境であればいいのかというのが、一番最初に優先的に考えなければならないと。柴田小学校はそういう意味で子どもたちの潜在能力を發揮させるだけの教育が行われているということが、今教育総務課長からもお話があったと思います。まずは保護者の意見も聞かなきゃないと。保護者の意見もやっぱり柴田小学校で学ばせたいと、私が聞いた範囲内ですが、そういう意向が強うございました。

今度は直接的な学校の役割ですが、実は学校は別な意味で地域のコミュニティーの拠点という役割もでございます。ですので、柴田小学校区、成田、葉坂、そこに行くたびに住民の方のご意見も聞かせていただいております。そういった意味で、学校の存続につながる複式学級については総合的に考える必要があるというふうに思っております。

やっぱり子どもたちは一方で集団の中で刺激を受けたいというふうに、今は保護者の方はいらっしゃいませんが、将来はそういう場面が出てくる。ますます、平成35年までは何とかありますが、そこから減ってくるとなると、しっかりと将来のことをやっぱり保護者、それから学校、教育委員会で考えていただきたいというふうに思っております。

我々行政はしっかりと子どもたちの小さな学校にもきちっと目を向けているという、そういう学校の保護者の方々、地域の方々に誠意を見てもらえれば、将来統廃合といった場面も出てくるかもしれません。そのときは、やっぱり行政もしっかりとこの小さな学校のことを子どもたちのことを考えてくれたんだということに、私はなるというふうに思います。そのときの話し合いを、お互いに信頼関係のある話し合いの中で柴田小学校の存続というものも話し合えるのではないかなということです。できれば私としては、できる限りこの柴田小学校の複式学級を解消して、存続が続くように努力をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

ほかに。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 本件で雇われる先生の身分、待遇の件で伺いたいと思うのですが、この条例、そしてその雇用される先生の条件を見ますと、一般の、当然ですが、公立の義務教育小

中学校の先生とほぼ同じ待遇というふうになっているのですが、そうすると、かかわる法律としては公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法というこの法律のもとに条件がつくられているというふうに思うんですが、町費で先生を雇うというのは柴田町では初めてのことだというふうに私は思っているんですけども、その際の身分、そして待遇面でもこの特別措置法の対象となっているのであれば、実は労働基準法の対象外ということにもなるので、その場合の条件、当然ですが、特別措置法下でありますと時間外、休日手当というのは当然支給しない前提です。

それと同時に、当然この当該学校、柴田小学校で例えば長時間過密労働が発生するかどうかといわれると私もそれはないと思うんですが、ただ待遇面で、新たなことの部分であるから確認しておかなくちゃならないんですけども、通常公立学校の小中学校の先生だと、例えば長時間過密労働で訴える先で労働基準監督署に訴えても受け付けられないということですけども、その場合にどこに労働基準監督権があるのかといわれると、勤務地の学校の立地自治体に人事委員会があればそこに訴える。人事委員会がなければ、当該自治体の首長が労働基準監督権を持つというふうにしたしかっていたと思うんですが、その場合の今回のケースに当てはめてみますと、雇用者と労働基準監督権者が同一になるのではないかなと思っていて、その部分を、当然あるとは思っていないんですが、そういった場合の対応についてどのように考えるかというのを伺いたい。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回、任期付教職員ということで任命権者は教育委員会になります。ですので、町長ではなく教育委員会が任命権者になります。ということですので、町長が雇用ではなくて、任命権者として教育委員会が任命する。なおかつ選考も教育長が行うということですので、実際問題としては教職員と全く同じ形ではあります。宮城県の場合も同じく教育委員会が任命し教育長のほうで選考するとなっておりますので、それと同じ形であるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○13番（広沢 真君） わかりました。懸念していたのは、要するに宮城県の小中学校の先生の場合には県の教育委員会が任命権者になっていて、あと勤務地の自治体の、ほとんどの場合は人事委員会はないですから、首長が労働基準監督権を持っているということになっていて、そこで客観性は一応保てるかなというふうに思っていたんですが、その部分で今回任命権者とそれから監督権者が分かれているのであれば一応担保されているのかなというふうに思っていま

す。

その部分でぜひ、どうしても教員を新たに雇用するといった場合にはその特別措置法によらざるを得ないという事情もわからなくはないんですが、今回の一般質問でも教員の長時間過密労働の話を取り上げた方がいらっしやいましたけれども、この特別措置法が1971年につくられてからだんだんと教員の長時間過密労働の原因になっているというふうに指摘されて久しいんですが、その部分も含めて町費で雇われる教職員の皆さんにとってもこの法律の対象内にあるということであれば、当然長時間過密労働があるという前提で話しているわけではないですが、きちっとその部分を教育委員会としても認識をしていただくということが必要なのかなと。

当然今回雇用された方から長時間過密労働などで訴えが起こされるということはないと思っ  
ていますが、その部分も含めてぜひ、余り教員の方から労働基準監督権者である首長に訴えら  
れるということ事例もほとんどないので、その辺もきちっと認識した上でやっていただけると  
ありがたいかなと思います。

その部分でいえば、現状で柴田の小中学校の先生とも何人かお話ししたことがあるんですが、  
こういうふうに加配で教員の方がふえて仕事が分担されるというのは非常にありがたいという  
ことは私も聞いておりますので、特に複式学級を防ぐための町費で教員を雇うというのは、私  
はぜひやっていただきたいというふうに思っていましたのでそこは賛成なんです、懸念とし  
てあるということと、それから、この際ですからそういうこともあるということはぜひ町長に  
も覚えておいてほしいんです。

教員から訴えられる場合というのは町長のところに行きますから。ただほかの自治体の首長  
も含めてそういう事例がないので、いざあったときにどういうふうに対応するのかというのも  
含めて困ると思うので、その辺を想定していただきたいというふうに思います。もしその辺で  
何か感想的なものがあれば、町長にお答えいただいてもいいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、自治体で教職員を雇う、本来は私は国の仕事、県の仕事だと思っ  
ているんですが、こういう事情で柴田小学校を複式学級を避けて、将来にわたってある一定程  
度存続をさせなければなりませんので、今回教職員を雇う条例を提出させていただきましたけ  
れども、実は、宮城県で白石市、大河原町、栗原市だったかな、実は2市1町しかないんです  
ね。柴田町で4自治体目ということになりますので、そういうケースはないと思いますが、今  
初めてそういうこともあるんだなということをお聞かせいただいたので、そうならないように  
柴田小学校では県費職員とそれから町職員とうまく業務を振り分けて、そういう訴えのないよ

うに教育委員会にお願いしたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかにありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私はこの議案大変ポジティブに考えております。この形の先生をやるときに、どうしても子どもたちの目線で考える必要があるんじゃないかと思っております。

それで、任期付、今までと違う先生の形がなってきたときに、子どもたちに対する影響というのはどのようにあるのか。そして、採用される見込みというか、目安、それがどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

それと、2点目なんですけど、実はこの柴田小学校のほうには私の属しているクラブが毎年カブトムシ相撲大会をやっております、大変いい、ある意味では理想的な教育環境ではないかと考えております。この理想的な教育環境にどのようなプラスの面が出てくるのかということ、今考えていることで結構ですので、どのような点がプラスになってくるかなということ、教えていただきたい。

それと、3点目ですが、これは私の一般質問でも話していたんですけども、公共施設関係のゾーニングの1つの拠点になるんじゃないかなというふうに考えているんですね。そうした場合にこれから、先ほど町長の話にもありましたけれども、地域のコミュニティーの核となり得るというお話があったと思うんですけども、そうすると、これからどのような形でその核を形づくっていくような計画が、今もしあるのであればその辺について教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 1点目、子どもたちへの影響ということでございます。実際、大河原町、白石市のほうで行われておりますので影響等聞いてまいりましたが、まず心配したのが、町教職員と県教職員ということで、1つの学校に任命権者が違う教職員がいるということでどうなんでしょうということで、白石市、大河原町に確認をさせていただきました。

やはりそこには服務規程とか県職員と町職員ということでそれぞれ違うかもしれないんですが、学校という組織の中では、町・県採用された教職員であったとしても何も変わりはない。教員として校長初め、同じ教員としての対応というふうになりますので、子どもたちにとってもそれが町採用の教職員であるからとかということで何一つ影響は出ていないということであります。

何が違うんですかということを一っだけ聞けば、研修制度、県費の教職員の方たちの研修、制度が拡充されているいろいろあるんですが、自治体の採用教職員はその研修に参加できないというのはありますが、その辺がちょっと課題ではありますというお話はいただきましたが、児童生徒に対して影響はないということで聞いております。

あと、採用の目安ということで、やはりこちらも選考されている大河原町、白石市のほうにも確認をしました。新規で来られる方というのがなかなか難しいということで、やはり一般質問にもありました6・6講師とか、やっぱりそういうことで実際に教育の現場におられる非常勤、臨時といわれる臨時的任用職員をされている方たちの応募で採用しているという状況を聞いてきておりますので、柴田町のほうもやはり教育事務所等の協力を得ながら、6・6講師とか非常勤講師をされている方たちに受けていただくということを想定しております。

それから、今回町の教職員を充てるということでの柴田小学校でのプラス面というのは、やはり複式学級になってしまいますと1人の先生が2学年を持つという、しかも同じ時間帯で2学年の授業をせざるを得ないという部分がまず解消されるということは、やはり子どもにとっても同じ学年の子どもで1時間授業を受けるということですので、その授業において先生が1人いるということは大きいとは思いますが。

3点目、ゾーニングと言われたんですが、やはり町長も言われたとおり、柴田小学校というのがあの地区でやっぱりコミュニティーの中核ということになっているかと思えます。もう一つ柴田小学校で特徴的なのが、私立幼稚園があると。私立幼稚園が隣にあって小学校があるということで、やはりあそこは教育の中心であるという部分も柴田小学校の1つの特色ではないかと思えます。

現在の子どもの数ですが、やはり21行政区が一番多いということで、やっぱりゆずが丘に子どもがいるということがありますので、今回も今家を建てて区域外通学をしている児童がおるのですが、槻木学区から柴田小学校にですね、ゆずが丘に今家を建てていますということで。やはりそういう意味ではまだまだ子どもがふえる要素があるんじゃないか。いろんな仕掛けをすることによって柴田小学校があることによって、そういう意味ではあの地区もまだまだ子どもがふえていく要素があると考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 再質問というよりも要望ですが、大変いい教育環境、これを宣伝といいますか広報することによって違う面の、生徒が集まるという要素になると思えますので、その辺を踏まえた上で運営していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありますか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

この10号関係資料に規則ということで出ていまして、その中で、まず1点目ですが、第2条の任用期間、任期付教職員の任用期間は1年以内とすると。ただし、任用期間を更新することができるか、ただその任用期間も5年を超えることができないというふうにあります。私、一般質問でこの先生のことを取り上げたときに、年度末になってもなかなか次年度にまた再契約してもらえないので不安だという日本教職員組合の調査なんかあったのですが、柴田町として今回この条例を決めるとなれば、今のような改めて任用するというその決定などをいつまでやるというふうにもうあらかじめ決めてあるのでしょうか。そうでないと、採用されるほうからしても、これから1年後、例えば次年度について自分がどうなるかという不安なまま現場にいるというのも、本人のためにも子どもたちのためにも不幸だと思いますので、あらかじめそこははっきり決めておいたらいんじゃないかなと思いますので、お聞きしたいと思います。

2点目ですが、この第3条に教職経験年数の算定方法とか第4条には特別手当の額ということで別表があります。私がお聞きしたいのは、先ほどの秋本議員の採用の見通しに関連するんですが、これでいくと短大なんかを出て1年以上学校の現場にいて13年以上とかということで、先ほどは今非常勤で務めている方などを見込んでいるということなんですが、本当にそういう人たちから応募があるのでしょうか。

それと、採用年齢の制限というのはいないんですか。例えば60歳で学校を定年退職されたベテランといえはベテランですが、そういう方からの応募ということも考えているのか。そういう意味でのこういう採用試験のときはふだんは年齢制限とかがあったりするんですが、柴田町としてはどう考えているのかということです。

それから、3点目、これは先ほどの広沢議員の質問に関係しているかもわかりません。きのう、おとといあたり、宮城県内の先生の不祥事が多いと。何か部活の会費を自分のクレジットカードの支払いに回したとか。それで1人は懲戒免職とかだったんですかね。県教育委員会は各市町村の教育委員会にもそういう通達を出していると思うんですが、私がお聞きしたいのは、今度は柴田町が採用するとなれば、もしも残念ながらこの任期付教職員に何か不祥事があったときの処罰の方法とかどうとかというのは、この規則にもないわけですよ、私が見た限りでは。万が一のことを考えた、そこまで考えているのでしょうか。

質問は以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、規則の第2条ですね。任用期間ということで、任用期間は1年とするということですが、まず、どこまで決めるか。やはり先ほど柴田小学校の児童数の推移を見ていただきました。ことしの8月現在での学齢簿であれば、平成35年まで1クラスを独自の町費教員を充てれば解消するという人数になっております。

そういうこともありまして、まずクラス編制に関しては、今の時期から来年度のクラス編制の人数等を教育委員会の中では確認をしながら、県の教育委員会のほうに小中学校の加配とかそういうものの申請に9月ぐらいから始まります。最終的には3月に次年度のクラス編制を決めなきゃいけないというふうにはなっておりますので、そういう意味で1年どこでということになれば9月、今の時期から大体翌年度の児童数がわかってきますので、翌年度もやはり1人いなくてはならないだろうということになれば、その時点から翌年度の任用ということを考えていくようになると思います。

1年としている理由なんですけど、やはり教員ということで学校での授業等をしていただきます。その場合やはりその勤務実態等を確認をし、そういう勤務状況であれば更新ができるかという判断をさせていただいて更新になるかと思っております。ですから、最初から1年ということで、あくまでもその方の勤務実態を確認をして、その場合更新をできるということになっておりますので、その状況で教育委員会としてはよければ更新をかけていくということになると思っておりますので、それも直近で決めるわけではないかと思っておりますが、やはり2月、3月の時点でその辺を考慮して検討していきたいと思っております。

年齢制限なんですけど、やはりこちらも大河原町、白石市のほうに確認をしたんですが、年齢制限はされておられません。今やはり教職員の方たちも60歳定年で再任用制度というのがございます。ですので、60歳以降の方たちの応募もあればこちらとしてもありがたいんですが、まずは先生方も再任用制度がありますので、そちらのほうの条件のほうがよろしいかと思っておりますので、ですから年齢制限は設けてはおりません。考えてはおりません。

あと、今回の任期付教職員に関しては町が採用いたしますので、例えば、きのう広沢議員から言われた評価制度、こちらも学校の教職員は県の条例に従った評価という教職員の評価が行われています。しかし、町の職員ですので、教職員といえども町採用ですので、町のほうでそういう評価とか、そういう服務に関しては町職員と同じ形になるかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 場合によっては、今柴田町の非常勤職員ということで学校の現場の中に

いらっしゃる方が、もしも今度のこの任期付教職員に応募したいということもあり得るわけですよ、可能性としては。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、町の職員……。

○15番（舟山 彰君） 例えば柴田町内の学校で非常勤職員ということで勤めている方が、例えば今度は柴田小学校を対象としたこの任期付教職員の、場合によっては応募もあり得ると……。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員おっしゃるとおり、まさしく今臨時的任用ということで柴田町内にお勤め、そういう6・6講師とか非常勤職員としてお勤めされている方が応募されるということは想定しております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第11号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第11号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

農地利用の適正化に向けた積極的な活動を推進するための農地利用最適化交付金事業が創設されたことに伴い、農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対する報酬について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） それでは、議案第11号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、今回の条例改正は、農地利用最適化交付金事業を実施することに伴い、農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対する報酬額の改正を行うものでございます。

まず、交付金事業の内容について説明させていただきます。。

議案第11号関係資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、まずはページの左側をごらんいただきたいと思います。1つ目の項目でございますが、事業の趣旨について抜粋したものでございます。

(1) 及び(2)は、農地利用の最適化を推進する必要性と、農業委員会法の改正により農地利用の最適化の推進が委員の必須事務に位置づけられたことを述べたものでございます。

(3)では、それらの活動をより積極的に推進するために、今回交付金事業を実施するという内容でございます。

2つ目の四角でございますが、事業の実施主体に関しては、新制度に移行した農業委員会を対象ということで、柴田町農業委員会も本年3月1日に移行しており、対象となるということでございます。

3つ目の四角でございますが、事業の内容でございます。この交付金事業で農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、委員に加算する報酬の財源としてこの交付金事業の交付金が国から交付されるという内容でございます。

(1) 活動実績に応じた交付金でございます。①については、アからエの4項目の活動を実施した農業委員会に交付金が交付されるということでございます。これらの活動は、先ほど申し上げましたとおり、農業委員会の必須事務ということでありまして、活動実績交付金に関し

ては、この制度が続く限り毎年交付されることになるということでございます。

②についてでございますが、計算式でございます。そこに書いてあるとおり、農業委員及び推進委員の人数に1月当たり6,000円で12カ月を掛けて算出しますと、活動実績交付金に関しては129万6,000円という形になります。1人当たりでは年間7万2,000円ということでございます。

(2)の成果実績に応じた交付金ですが、(1)で行った活動の中で面積等の成果で評価できる実績として上げることができる2項目ア、イについて、それらの成果に基づいて交付金を支払うというような内容でございます。

②の成果実績交付金の計算式ですが、活動実績交付金と同じように、農業委員及び推進委員の人数掛ける、今度は1カ月1万4,000円の12カ月ということで、それにさらに国のほうで定める評価点を、その評価点の平均9点ということでこれも国のほうで定めているんですが、それを除した金額をまた掛けるということで、それらで算定されます。

評価点については一番下のほうを見てもらいたいんですが、目標に達する達成度が40%から130%で、アの活動、イの活動の成果に基づいて1点から13点配点されるということでございます。平成28年度の柴田町の実績を一応事例として出しますが、アについては農地集積ですが38%ということで、これは40%以下なので0点と。あとは遊休農地の解消ということで、こちら4%の実績ということで0点ということで、計算上、平成28年度の実績では成果実績に応じた交付金はゼロ円という形になります。

右のページの下の下段の農地利用最適化交付金のまたちょっと下のほうに成果実績額ということで、こちらが最大額を一応出しております。こちらに関しては、先ほど申しました評価点に関して農地集積及び遊休農地の解消がそれぞれ最高で13点ということで、13点不足13点これを9点で割るということで、この計算を行いますと最大で873万6,000円が成果実績額として交付されるということでございます。最大額になるということはこの市町村においてもかなり難しいのかなと思っております。ただ将来に関しては、ほ場整備等が進んでくればある程度この金額の交付がなされるものと思っております。

次に、右側のページの上のほうをごらんいただきたいと思っております。

農地利用最適化交付金の額と配分等の考え方について説明させていただきます。

まず、旧体制と新体制の比較でございますが、委員に関しては旧体制14人、新体制農業委員と推進委員と合わせて18人と、4人ふえております。これらに伴って年間報酬総額も、旧体制で427万9,200円が新体制では520万8,000円と、旧体制から比較すると92万8,000円の増額と

いう形になっております。

農業委員の報酬に関しては一般財源で措置しているということで、現段階では新体制移行後の町負担が92万8,800円ふえたという形になっております。

その下の農地利用最適化交付金の説明の中で②番ございますが、農地利用最適化交付金は、新体制後の報酬総額に対して、旧体制の報酬総額の市町村負担額を減額しない範囲内で基本額に充当することができるということで、先ほど申し上げましたが、委員の報酬に関しては一般財源ということで現在一般財源がその分ふえたわけですが、その分を農地利用最適化交付金の中から一部ですけれども充当するという考えで、今回の条例を定めさせていただいております。

内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の農地利用最適化交付金では、成果実績額に関してはこれはもらえるかももらえないかその年度の成果によります。ただ活動実績額に関しては、これらの活動を行うことで毎年必ず129万6,000円の交付金が入ってくるわけですが、先ほど説明させていただきました1人当たり年額7万2,000円のうち、今回新体制移行後の負担増となりました92万8,800円のうち91万8,000円分、5万1,000円掛ける18名ということで、91万8,000円を基本額のほうに充当させていただきたいと思っております。

委員に関しては、残りの2万1,000円について現在の報酬額に加えてお支払いするというような内容で考えております。

条例の前にこれらの額を規則で定めるということにしておりますので、資料の1ページをらんいただきたいと思っております。

今回の条例で、農地利用最適化交付金事業により委員報酬に加算する額を実績額として、実績額は規則で定めるということとしております。今回の規則では、第1条にこの趣旨を述べまして、第2条において、委員等の報酬について農地利用最適化交付金事業の要綱により活動及び成果の実績に応じた交付金の額を決定して支給するというように規定しております。

附則でございますが、今回の交付金事業を平成29年4月1日から適用したいと考えておりますので、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するというように考えております。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思っております。

別表でございます。別表に関しては、先ほどの3ページの資料で説明させていただきましたが、活動実績額と成果実績額についてそれぞれの支給額を定めております。活動実績額に関しては2万1,000円、成果実績額に関しては規則の第2条第3項で算出した額ということで、要綱に基づいて決定して支給するという形になります。

条例になります。9ページをお開きください。

それでは、議案第11号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の一部を次のように改正するとし、改正前、改正後の別表第1について、議案書10ページに示させていただいております。

まず、下段の別記2でございます。改正前の委員の報酬額でございます。それぞれ年額で、会長34万8,000円、委員30万2,400円、農地利用最適化推進委員が27万1,200円ということで定めております。

上段の別記1でございます。改正後の委員等の報酬額となります。まず、報酬額につきまして基本額と実績額の2段に分けて表記しております。基本額についてはそれぞれ改正前の報酬額ということで、それと同額になっております。実績額につきましては先ほど説明いたしました規則で定める額とし、その金額内容となります。

11ページでございます。

附則でございます。先ほどの規則と同様に、今回の農地利用最適化交付金事業を平成29年度から適用するため、この条例も29年4月1日から適用するよううたったものでございます。

以上、詳細説明になります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第12号 平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区  
5号調整池整備工事請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第12号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、施工中であります鷺沼排水区5号調整池整備工事におきまして、工事の一部に変更が生じたため契約の変更を行うものです。

主な内容は、くい打ちを施工した際に発生する掘削土砂が、想定した土質状況と一部異なることが判明し、掘削を行うための仮設工法の見直し、調整池躯体を支えるための地盤改良工の増工及びアンカー工の追加施工が必要となったことから変更を行うものです。

請負業者との協議も整い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、議題となっております工事請負変更契約について詳細説明をいたします。

この工事につきましては、平成28年度の国の大型補正であります社会資本整備総合交付金を活用して、大河原町との共同施工により、鷺沼排水区の浸水被害を解決するために継続して事業を進めているものです。

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第12号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約について、説明をいたします。

この工事につきましては、平成29年3月2日に工事請負契約を議決いただき、施工を進めております。

工事の主な変更内容につきましては、仮設工法の見直し及び地盤改良工の増工とアンカー工を追加するものです。

これに伴い、契約の金額につきましては、変更前13億680万円で請負契約を締結しておりま

したが、9,363万600円を増額して、変更後の契約金額を14億43万600円とするものです。

変更契約の相手方は、大河原町字新南20番地の5、株式会社八重樫工務店となります。

なお、8月22日に仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 続きまして、工事概要の説明をさせていただきます。

お配りしております議案第12号関係資料のA3の資料をごらんいただきたいと思います。

改めまして5号調整池の全体規模ですが、面積4,800平方メートル、計画貯水量は2万7,000立方メートルで、外周部をコンクリート製L型擁壁としまして、オープン形式でございます。外周長は306.2メートルです。

今回の施工場所ですが、右下の位置図の赤く着色しております旧清住2号公園の部分が施工箇所となります。そこから左上が平面図、その下に調整池の断面図となります。その右上につきましては、外周部のL型擁壁、調整池本体の側壁断面となります。その下側に5号調整池の完成イメージ図となっております。また、位置図の右側下部でございますが、そこに全体数量の増減表を掲示しております。

それでは、図面で説明をいたします。

今回着色しました箇所のうち、ピンク着色は当初設計の変更が生じていない部分で、当初発注箇所赤着色が変更により増工となる部分となります。また、黄色着色箇所は変更により減工となる部分となります。

初めに、仮設工の見直しについてですが、当初3月の発注時点におきまして、平成26年度繰り越し工事として実施しました調整池周囲の地中連続壁間に35センチのH鋼で中間ぐいを設置しまして、それに支保工により土どめを設けて、その内部を全体掘削する予定でございました。その後、L型擁壁の躯体と底盤コンクリートを施工する内容にて発注しておりました。

調整池内部の土砂掘削の前段としまして、L型擁壁躯体の基礎部にくい径1.5メートルの現場打ちぐいと調整池内を管理します斜路の基礎の既製ぐいを施工した際に、掘削深11メートルから下部におきまして、当初設計のボーリング調査において使用しておりました粘性土にて当初土どめ工の安定計算をしておりましたが、調査とは異なる砂質土、砂状の土が中央部に出土しましたことから、中間ぐい先端の安定を保つ粘着力、粘土状の粘りの強さを示すものですが、この力を確保できない状態が確認されました。

このため、当初設計の仮設工では深さ11.25メートルを、これにつきましては図面の右上の

L型擁壁工の断面（外周部）のところでございますが、現在の地盤から11.25メートルのところまで全体を掘削する計画でございました。その掘削する際に、土砂の崩落や平成26年度繰越明許工事で施工しました地中連続壁の転倒を防止するための仮設工の変更が必要となったものです。

左上の平面図をごらんください。

調整池の周囲は、外部からの地下水の浸入と土砂の崩落を防止するために、地中連続壁が施工されております。平面図中央部を囲む形で赤色の部分、鋼矢板Ⅲ型というふうに赤で書いておまして、その中に四角状に囲んだところがございます。この部分について鋼矢板を設置し、外側のピンクで着色しております外周部を分けて施工することにより、掘削時において鋼矢板が土砂の崩落を防ぐことや、鋼矢板と地中連続壁の間を支えるはりをかけ、地中連続壁の転倒を防止する役割を果たし、この溝状で掘削する方式に変更するものでございます。

また、地盤改良工の数量の追加でございます。

こちらの地盤改良につきましては、右上のL型擁壁のピンクが擁壁の本体になります。その下側にハッチ状になっておりますところと赤のハッチこの部分が地盤改良のもので、赤が追加施工となる部分でございます。

ピンク着色部を掘削していきますと、鋼矢板で囲まれた中央部の土砂の荷重によりまして掘削した底の地盤が押し上げられ、粘着力のない砂質のため鋼矢板の先端が滑りを生じまして仮設材が転倒するため、厚さ1.5メートルの地盤改良工、これについてはセメントミルク混合の地盤改良を実施しまして、掘削した底盤の盤ぶくれとL型擁壁の水平方向への滑りを防止するため必要となります。

地盤改良につきましては、L型擁壁断面図の着色赤部分の施工となります。さきの仮設材の転倒防止に加えまして、調整池外周部の躯体になりますL型擁壁の転倒を防止するものです。

続きまして、アンカー工の追加施工でございます。

アンカー工につきましては、同じく右上のL型擁壁断面図の躯体の下側に赤の細い線で記載している2本のラインがあります。下に外周部アンカー工と記載しております。こちらであります、口径103ミリのグランドアンカーと呼ばれます鋼材で、L型擁壁の底面部と下の支持層となります岩盤に打ち込みまして連結させ、L型擁壁の転倒防止を図るものであります。L型擁壁の赤着色のところはアンカー工で53本の追加となります。この5号調整池整備が全て完了しますと、今度はこのアンカーが地下水によりまして調整池の躯体の浮上防止の役割を果たすものであります。

当初の全体を掘削する形式から溝掘り形式に変更することにより、地盤改良工及びアンカー工の増工となります。また、中央部の土砂掘削部分でございますが、残土するとしまして当初5万2,000立米計画してございましたが、変更数量3万7,900立方メートルと1万4,100立米減となります。

また、黄色着色しています底盤コンクリート1,524立方メートルを減工とするものであります。

また、左上側の黄色着色部分でございますが、端の部分でございます。ここにつきましては、ポンプ室の躯体の築造でございました。ここにつきましては、機械・電気施設と同時施工によりまして電気配線や配管に一体的な施工ができるため、ポンプ室の躯体部分としての707立方メートルを減工するものでございます。

なお、完了期日につきましては、平成30年3月31日となっており、現在の進捗率は平成29年8月末現在で8.6%でございます。

工事の概要について以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。

この議案第12号の鷺沼排水ですけれども、掘削土砂が想定した地質と異なったための変更ということでした。たび重なる変更はたくさんあったんですけれども、私も記憶では地下型からオープンになりましたし、あるいは外枠が軟弱なために矢板というんでしょうか、周りを全部囲った。あるいはその周辺については最新の東京電力なんかでも使った凍土みたいな土の中で固まるやつを固めたとか、たくさんの変更箇所があるんですけれども、金額も今回9,300万円というような補正でございますし、工事を始める上では地質調査というのはなされると思うんですけれども、今回掘ったところがたまたまそういう地質のためであったのかどうか。また別なところを掘ってみたらもっと軟弱な地質があったとかというふうにして、こういう工期が変更になって工事もふえるのかどうかというのが1点です。

もう一点が、先ほど工期のお話がありました。早く完成して住民の方に安心をさせたいという思いは皆さん同じだとは思いますが、8%の進捗率というと、完成予定がいつなのか。この2点をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまのご質問でございます。

当初ボーリングの調査ポイントでございますが、平成20年と平成24年に現在計画の調整池の四隅4カ所で調査を行ってまいりました。その調査ポイントに対しまして、今回擁壁下部の本体を支持します現場打ちぐい、これを全体を施工していく中で、まず土質が違っているものが確認されました。その後、赤で囲まれています中に、下にあります斜路でございますが、こちらの施工をした際に、この中央部分につきましても当初ボーリング調査での粘性土については出土しませんで砂質系が出てきたために、支持力、粘着力が得られないために変更するものでございます。

また、2番目の工期でございますが、現在施工についてはこれまでワンパーティーで現地のほうを進めてまいりました。今回、今後矢板等、またその掘削等の作業につきましても、ここにツーパーティーなりを導入しまして、それで今年度末の3月の完成に向けて進めていく工程の打ち合わせを行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ちょうどボーリング調査で思い出すのは、総合体育館なんかも頭をよぎったものですから、いろいろやってみたらまたふえたまたふえたと、どれぐらいの額になるのかなというのがあったものですから。

それと、先ほど完成予想が平成30年ですか。もう一度お願いします。完成予定。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 現在の完成予定につきましては、平成30年3月31日でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 平成30年3月というとすぐなんですけれども、今8%で急ピッチでやるということいいんですよね。

そうすると、もう一つ、住民の方には、工期の変更というか工事のこういう内容が変更になりました。工期はちゃんと予定どおり30年の3月まで実施し完成しますというようなことの周知徹底はどのようになされますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 周辺地区への工事の周知でございますが、当初3月2日の議決をいただいたときの工期は3月31日でございます。その後、国の承認を得まして、6月30日まで工期の延期を行っております。その後、6月1日でございますが、現工事量を考えた際に必要な工期としまして来年の3月までの工期を設定いたしまして、それで周囲の住民の方につ

きましては、一度これからの工事の内容、それと工期等について文書にて周知させていただいております。（「わかりました」の声あり）

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点目ですが、私が委員長をしていた去年に産業建設常任委員会でもここを見ましたし、こし新しくなった産業建設常任委員会でも早速ここは所管事務調査行ったようなんですが、このように1億円近い変更になるということを、事前に、今度の産業建設常任委員会の委員である議員とかに耳打ちとか情報提供とかあったんでしょうか。何もそれは町の方針としては事前に議員に言う必要はないと。こういう1億円近い変更でも。ちょっとその点をまず確認したいと思います。

2点目は、今言ったように、今回変更前が13億680万円ですか。変更額が9,363万600円の増ですよね。変更後14億43万600円になっているということで1億円ふえているわけですが、この鷺沼の排水工事というのはもちろん全体的にも大がかりな工事で、それなりのお金がかかると。その中でこの調整池に関して1億円の増額があったということは、私からすると、今後同じような何か事情があって変更がほかの工事の場面でふえたりで、全体的にかなりの増額になるということが、柴田町と大河原町のこれは共同事業なんですけど、耐えられるのかと。そんなことはないということであれば心配ないんですが。

そういう意味でもう一つお聞きしたいのは、先ほど吉田議員からも土質のことがありましたけれども、念には念を入れた土質調査というのが行われたのか。ここまで聞きますと、残念ながらその土質調査にやっぱり足りない部分があったから、こういうことになって1億円近い増になったと思いますので、町としてこの土質調査を依頼した業者というんですか、これについてどう思うか。また、今後のいろんな工事をやる場合に、よほど私はいろんな調査というのを念入りにやらないと、こんな1億円近い変更というのが出てくるのではないかと思いますので、その辺を町はどう思っているのか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） まず、1点目の多額の変更額となった件でございますが、これにつきまして、実質この変更が最終的にこれだけの金額になると算定しましたのは、7月に下においていきます管理用の通路、斜路の部分の施工に当たりまして、そのとき採取されました土砂が最後の決め手となりました。周囲につきましては8カ所、そして中央部において6カ所

の試料採取を行いまして、今回の改めての土どめの計算をし直しております。この金額について議員さん方にお話するには、その時期が8月に入ってから金額が算出されたもので、ご報告はさせていただいておりませんでした。

2点目の今後の変更額についてでございますが、今回土質の全体が把握できまして、それで下部の周辺、今回周囲を囲む擁壁関係の施工がほぼ完了いたします。そうしますと、残っておりますのはこの内部の土砂の掘削、撤去、それと調整池底盤の部分のコンクリート打設、そして、図面左上の黄色のポンプ室、こちらになってまいります、この部分については構造物本体ができ上がることを考えますと、今回のような大きな変更の要因は発生しないものと考えております。

3点目の地質調査の十分行われたかということでございますが、これについて、やはり長さ110メートル、そして幅40メートルを超えますコンクリート構造物の中で、周囲の四隅の4点のボーリング調査において設計が進められたことについては、若干ボーリングの件数が少なかったものかと現在反省しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 土質というか地質調査というんですかね。それで、今東京都の豊洲への移動が問題になっていますが、あれでも何か地質調査なんかで調べる範囲と深さまでということで、専門家なんかは、東京都の調査なんていうのがいいかげんでないかという意見が出てことがあります。私は、今後町が工事を行う場合に、特にこの鷺沼排水区を行う場合に、またほかの場面で地質調査があるときには、念入りな調査をお願いしたと。それはそれで結構です。

ただ最後にお聞きしたいのは、町なんかは工事を発注するという事で入札で予定価格なんかを決めるときに、万が一業者から変更の願いが出てくるときに、ここまでの金額ならば許せると、町の財政状況から、そういうことをあらかじめ上限みたいなのを決めてあるのでしょうか。

万が一ですよ、ここの調整池についてもまた別の何か変更事項が出てきて、今度は1,000万円ぐらいだからいいとかではなくて、万が一今回のような9,300万円みたいなものは出てこないと思いますけれども、そういう場合は町であらかじめある程度の変更上限というのを決めていて、もう業者さん、だめだよと。いろんなケースでそういう決めてあるものなんですか。我々にしたって何回かこういう変更しましたという議案が出てきて、町も限度内だからということで出してくることは理解しますが、一応そこはどうなんでしょうか。具体的なことは言え

なくても、ちょっとふだんどういものなのかを聞きたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 入札の段階で、変更契約を念頭に置いての考え方というのは当然しておりません。上限といえば予算額が上限なのかなと。それ以上の変更契約はできませんので、上限といえば予算額かなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず、何回か話が出ております地質調査の件ですけども、普通この大きさですと四隅と中央と5カ所ぐらいやるのが普通かなと思うんですが、先ほどの答弁の中で、砂質地盤であったというボーリング結果が出ているというのであれば、なぜそれが原簿の設計に反映されなかったのか。それについてその理由をお聞きしたいと思います。

それと、擁壁をつくるときのこの図面を見ますと、底盤の浮き上がり防止のアンカーと擁壁の耐力のアンカーとかなり近接した形になっているんですけども、これが施工する状況で施工上問題が生じる可能性も多分出てくると思うんですけども、その辺に対する影響。

それと、施工方法が変わってきたわけですから、総掘りのほうから溝掘りのほうに変わってきたということで、浮き上がり防止のアンカーのやり方あるいは本数、長さ、それも今度は変わってくるんじゃないかと思うんですが、その辺の影響についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 1点目でございます。砂質の土質が反映されなかったのかということでしたが、当初、平成20年と平成24年この4点のボーリング調査の時点では、この地点では粘性土及び粘土としての土質が出てきておりました。それで、この土質試験を行いまして、その定数関係を使って当初の土どめの計算を行っておりました。それと相反する、施工が始まりまして中央部なりの確認ができて、砂質ということでの変更となった次第でございます。

2点目のアンカー工の施工位置でございますが、これにつきましては擁壁底盤部の現場打ちぐい、その間々にアンカーを施工する計画でございます。そのために壁面への影響についてはないとの判断でございます。

それと、アンカーの長さ等でございますが、これにつきましてはアンカーの長さ平均で22.46メートルというふうに記載しております。この先端部分について支持盤に10メートルほ

ど根入れを設けるわけですが、この図面で見えていただきまして調整池の上側と下側、ここで42メートルの区間でおおよそ12メートルほどの勾配がついております。そのために、岩着をさせるためにアンカーの長さについても、それに見合う長さとして見て設計しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどのボーリング、事前調査の地質調査の件ですが、そうするとやり方とすると間違いはなかったということ、逆にいうと、これをもう少し有効に機能すればこのような設計変更はなかったと思えるわけですね。

そうするとその範囲は、例えばこれからのやる工事に対して多分これからいろんな教訓が出てくると思うんですけども、どういうところをこれから直すべきだったというふうに今思われているのか。あるいは中央部で、四隅じゃなくて真ん中でもやっておけばこういうことがなかったのかというふうに考えておられるのか。これからのいろんな工事に対する本当のいい資料がここから得られると思うので、どのような考えでおられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 議員おっしゃるとおり、今回の当初ボーリング4本というのに対しまして、今思っているところでは、この縦の長さ120メートルほどございますのでここには最低4本、それで、この短辺42メートル区間については中央に入れまして3列が必要だったと思っております。やはりこれだけの大型の構造物でございますので、調査ポイントが少なかったということは感じております。

今後それについては、そのつくります構造物に合わせたボーリングのポイント数などを吟味して、設計に当たっていきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

今のボーリング調査のことなんですけれども、最初に何か所ボーリング調査するという指示を出すのは町なんですか。専門業者がこのくらいの面積であればこれだけはしななければならないというふうに決めるんでしょうか。やっぱりそのところをしっかりとっておかないと、本当に素人が見ても、120メートルもあるのに四隅だけって、えっ、真ん中どうなるのと普通に思います、正直。それはないでしょと思ったんですね、私、読んだときに。だから、それが何か所かというのを聞いて本当にびっくりしたんです。

だから、業界ではそれが当たり前なのかどうかも含め、ただ、今課長はもっと必要だったと

いうふうにおっしゃっていますので、本来必要だったのを手抜きしちゃったんじゃないかなと思うんですね。大きな工事であればあるほど、念入りのボーリング調査は必要だと思うんです。ですから、本当にこれはもう起きてしまったのでこれだけの変更工事をせざるを得ませんが、本当に今後に活かしていかないとまた同じことが繰り返されては困るので、このボーリングのやり方についてしっかりと町としても考えを持っていたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、まずは、どちらが何カ所でやるのか決めたのか、それについて教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今回のボーリング調査でございますが、当然町では調査できませんので、これを委託として発注するために予算を要望するようになります。その際、この本数を決定したのは町であります。その際、十分な本数選定の確認、また、発注した後に、数多く行っている地質業者なりのボーリング屋との打ち合わせにおいて適正な数等々の打ち合わせも必要だったものと現在思っております。

これだけ大きな変更につながる大事な基礎の調査でございますので、十分な選定方法については今後に活かしていかなければならないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、その地質調査業者との協議が十分ではなかったということなんでしょうか。町では例えば4カ所でいいんじゃないかと出した場合であっても、専門業者から見てどうなのかというのはやっぱり大事なことだと思うんですよね。それを例えば金額だけで見ってしまうと、少なれば安くて済みますから、だからそのところを、今後いろんな工事を行う際に、そういう意味での協議はしっかりと行うべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 町で地質調査を発注したわけですが、その際、なかなか業者側からこの選定本数ではというような、調査数ではというのを聞かれないのがケースとしては多くあります。やはり職員側から、そういうことについても施工計画を建てる段階でやはり話も出すべきだったものと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それでは、今回の件をよい教訓として、これからしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） この調整池を設置する地域、皆さん既にご存じのとおり不等沈下してあって、住宅のあっちこっちで不等沈下があって、水害で非常に悩ましいところであるということと、昔、かつても槻木で住宅が不等沈下によって町で長い間補償してきたという経緯もあるわけです。これについていくと、やはりこの西住地区というかあの地区は非常に不等沈下がしやすいところであって、現実にそういうふうになって水害の冠水対策に手を焼いているという状況なんですよ。

それで、この調整池は結局水が冠水しそうだというときにはここに水を逃がしていっぱいにするわけで、年がら年中水が入っているわけではないというふうに思うんですが、この2万7,000立方メートルの水が入ることによると、調整池全体の重さでこの地帯の地質が重さに耐えることができるのか。それによつての調整池周辺の住宅地への影響というのはどのように考えるかということで、その辺についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今回、この調整池におきまして2万7,000立方メートルの貯水量を計画しております。当然大雨時には最大でここには2万7,000立方メートルの貯留ということになりますので、そうした場合この重量に耐えるだけの構造物でなくてはなりませんので、その擁壁、そして底盤と一体としたプール状の構造物が沈下等を起こさないで、当然不等沈下もそうですが、起こさないために、今回17メートルから29メートルほどの下にあります岩盤層にこれを受けます現場打ちぐい、支持ぐいを設置しておりますので、これの沈下の心配はない設計でございます。

また、周辺の家屋等、道路等もそうですが、その影響も、この本体自体が沈下がなければ周辺を引きずつての悪影響は発生しないものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 当然そういうふうにしないと。ただあの地区に住んでいる方に言わせると、こんなとこを町で売ったんだよねなんて言う住人の方もいるわけですよ。下、水流れてるんだなんて言う住人の方も、今回私も歩いていろいろ聞いてみたら、そういうふうなこともありましたので、今までの過去の例のとおり、槻木の住宅地とか、それから今の地区の不等沈下ということもあるわけで、これについては仮に影響があるとしたって、それは後年度というか、いつになるかわからないというか、不測の状態なので、それについては何とも言えませんがね。

そういうことで、よくよく地域の住民の方にも安心していただけるようなPRをしていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋たい子君） 要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時30分再開いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

#### 日程第5 議案第13号 平成29年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第13号平成29年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成29年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度歳入歳出決算による歳計剰余金を初め、制度改正や緊急の対応に

要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として、地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金、町債などの補正を行い、歳出としては、交通安全施設新設改良工事、小規模保育整備事業費補助、槻木下町地区雨水対策調査委託料、公園施設整備工事、西住小学校フェンス設置工事などに要する経費を措置するものです。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものです。

これらによります補正額は2億9,711万2,000円の増額となり、補正後の予算総額は116億8,121万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書15ページをお開きください。

議案第13号平成29年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,711万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億8,121万3,000円とするものです。

主なものについてのみ説明させていただきます。

20ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加3件となります。

会議録作成業務委託料については、平成30年度当初から執行予定の会議録作成業務委託について、平成29年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

次の北船岡町営住宅4号棟新築工事に係る2件は、平成30年度まで2カ年度にわたる事業となるため、30年度において想定事業量に係る限度額を設定いたします。

21ページになります。

第3表地方債補正です。変更1件となります。

臨時財政対策債の記載限度額を、国から発行可能額が示されたことにより、補正前5億4,930万円から5億1,400万円に3,530万円減額いたします。

次に、24ページをお開きください。

歳入です。

10款1項1目地方特例交付金726万円の増は、新築住宅特例課税分の減収補填特例交付金の交付額決定による増額補正となります。

11款1項1目地方交付税7,389万円の減は、普通交付税の額の確定によるものとなりますが、主な要因は基準財政収入額算定において、市町村民税、法人税割や地方消費税交付金が増額となったことなどにより減額補正となったものです。

次に、16款2項2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金は、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金4,780万7,000円を増額いたします。町内で新たに小規模保育施設を建設する事業者への町の補助に対し、県から交付される補助金となります。

25ページになります。

19款1項1目他会計繰入金1,766万8,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計における平成28年度決算に伴う繰入金をそれぞれ計上いたします。

2目基金繰入金2億4,734万6,000円の増ですが、財政調整基金は補正財源として1億263万1,000円を繰り入れます。なお、歳出で説明いたしますが、平成28年度決算に伴います歳計剰余金の2分の1相当額5,452万円を積み立てを行っておりますので、これによります財政調整基金の残高は11億3,924万3,160円となります。

また、ふるさと柴田応援基金1億4,471万5,000円の増につきましては、平成28年度に積み立てしましたふるさと柴田応援寄附金を繰り入れするものです。

20款1項1目繰越金1節前年度繰越金につきましては、平成28年度決算により生じた歳計剰余金1億903万9,000円から当初予算計上額の繰越金3,000万円を差し引きました7,903万9,000円を計上いたします。

26ページをお開きください。

22款1項5目臨時財政対策債3,530万円の減につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に27ページ、歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等、共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては主に4月の職員人事異動等に伴うもので、省略いたします。

28ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費8節報償費のふるさと柴田応援寄附報償から13節委託料のふるさと

寄附金業務委託料まで、おのおの増額補正をしております。これは平成29年度の全体の寄附見込み額の想定は困難なことから、今回は11月分までの想定額に対するふるさと柴田応援寄附金返戻金や事務経費について所要見込み額を補正計上するものです。

29ページになります。

6目基金管理費25節積立金5,452万円の増は、歳入でもご説明いたしましたが、平成28年度の決算による歳計剰余金が1億903万9,000円となりましたので、この歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

30ページをお開きください。

10目交通防犯対策費15節工事請負費885万8,000円の増は、交通安全施設新設改良工事として、船岡小学校通学路である町道船岡中央16号線の横断防止柵の改良を行います。また、防犯灯新設改良工事では、県道白石柴田線及び町道船岡南8号線にLED防犯灯合計24基を設置するものです。

31ページになります。

2項2目賦課徴収費11節需用費14万6,000円の増は、原動機付自転車登録時に交付するナンバープレートに新たにご当地ナンバープレートを導入するため、プレートの印刷に係る経費を計上しております。

32ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費11節需用費41万円の増は、障害のある方などが使用するヘルプカードとヘルプマークをそれぞれ購入、印刷するための消耗品費と印刷製本費を計上しています。

33ページになります。

3款1項9目臨時福祉給付金給付事業費19節負担金補助及び交付金495万円の増は、平成28年度から繰り越した臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業で想定した事業費を超えた申請者があったことから、不足分を現年度で新たに措置するものです。

34ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金5,378万2,000円の増は、歳入でもご説明いたしましたが、町内に新たに小規模保育施設を建設する事業者に対し施設整備費の一部を補助するものです。

38ページをお開きください。

6款1項2目農業総務費19節負担金補助及び交付金の補正は、県の補助事業で実施していた

旧来の青年就農給付金事業が今年度から農業次世代人材投資事業へ改正されたことにあわせ、町補助金も組みかえを行うものです。

41ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費13節委託料1,153万2,000円の増は、町道街路樹剪定等委託料から路面性状調査業務委託料までそれぞれ増額いたします。特に大雨による冠水被害を軽減するため、雨水対策調査委託料として槻木下町地区に432万円、下名生字剣塚地区に248万4,000円をそれぞれ計上しています。

15節工事請負費2,438万円の増は、一般町道維持改修工事として、町道北船岡43号線ほか4路線の側溝設置や舗装工を行います。また、船岡地区雨水対策工事については、八入地区の排水ポンプや制御盤の設置などを行います。

3目道路新設改良費15節工事請負費1,134万円の増は、現在、町道船迫2号線道路改良工事に係る農業補償をしている一部地権者と協議が整ったことから、当該休耕田を復田するための工事費を計上するものです。

42ページをお開きください。

4項5目公園緑地費11節需用費200万円の増は、公園遊具や水飲み場などに係る修繕料です。次の13節委託料1,230万円の増は、テング巢病駆除と施肥、剪定や再生を行うさくら育成管理委託料。それから、桜の情報を管理するさくら台帳システムデータ更新委託料。南浦公園などの樹木の剪定を行う公園樹木等管理委託料のほか、名称変更した公園の看板を改修するための啓発看板設置委託料などをそれぞれ増額補正しています。

15節工事請負費は4,843万1,000円を増額補正しています。公園施設整備工事では、さくら船岡大橋脇の天王公園へフェンスを設置するほか、白石川千桜公園の園路や電気配線工事、船岡城址公園山頂などの危険な箇所の改修のための園路整備及び安全柵の設置などを行うものです。次の公園遊具更新工事では、槻木駅西1号公園、葛岡山公園の遊具の更新を行います。

44ページをお開きください。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費1,371万7,000円の増は、槻木小学校では老朽化による危険な駐輪場等の解体新設工事、船迫小学校では故障による非常放送設備の改修工事、西住小学校では屋内消火栓の漏水による消防用設備の改修工事及び校庭のイノシシ侵入を防ぐためのフェンスの設置工事を行うため、必要な経費を計上するものです。

45ページになります。

5項2目公民館費15節工事請負費1,017万1,000円の増は、船迫生涯学習センター駐車場舗装

工事を行うものです。

46ページをお開きください。

4目図書館費25節積立金には、図書館建設基金に730万5,000円を積み立てを行います。財源につきましては歳入でご説明しましたとおり、平成28年度決算で確定しましたふるさと柴田応援寄附金を充てております。これによります基金の残高は2億762万1,635円となります。

47ページになります。

6項1目保健体育総務費25節積立金91万円の増につきましても、財源をふるさと柴田応援寄附金としまして、スポーツ振興基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は3億1,643万7,974円となります。

3目給食センター費25節積立金490万円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援寄附金を財源としまして、学校給食センター建設等整備基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は1億1,497万3,109円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時47分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず、1款議会費27ページから4款衛生費37ページまで、次に、6款農林水産業費37ページから12款公債費47ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、27ページの議会費から37ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

8番齋藤義勝君。

○8番（齋藤義勝君） 8番齋藤です。

30ページの10目15節の工事請負費、交通安全施設新設改良工事、これは先ほど説明ありまして、船岡小学校の町道16号線沿いですか、横断防止柵の新設改良工事と聞いたんですけれども、これをもうちょっと詳しくご説明願います。

それと、34ページ、2項1目19節の負担金補助及び交付金の中で小規模保育整備事業費補助5,378万2,000円となっておりますけれども、これは何か先ほどの説明ですと新しくやるところに補助するというところだったんですけれども、これについてちょっと詳しくご説明願います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ページ30ページ、15節工事請負費、交通安全施設新設改良工事の内容でございます。船岡中央16号線の、具体的に場所は焼き肉酒樽の前と笠松自転車屋までの区間の通学路となります。横断防止柵をつくります。現在あるんですけれどもそちらがさびておりますので、そちらを一旦撤去いたしまして、今度新たなものに新設すると、長さは96.5メートルとなるものでございます。

○議長（高橋たい子君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 34ページの3款2項1目19節の小規模保育整備事業費補助5,378万2,000円ですが、これにつきましては新設で柴田町船岡久根添地内に小規模A型、今のところ定員12名を予定しておりますが、0歳から2歳までの小規模保育の新築について計画がございまして、それに対しての補助でございます。この補助につきましては国から3分の2、あと町が12分の1、合わせて4分の3、残り4分の1が事業主体が負担することになります。将来的には19人まで、小規模A型ですから19人まで、当面は来年の4月12名を定員という形で計画しております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○8番（齋藤義勝君） この小規模保育といいますと、現在柴田町には3カ所ですか。そして、家庭内保育が1カ所、計4カ所あると思うんですけれども、この地域性を考えますと今までは全部船岡だったわけですね。それで、一応私はこれを見たときに、ああ、今度は地域のこ

とを考えて槻木なのかなと一瞬思ったんです。それで今聞きましたら、船岡の久根添というんですか、あの地区だということで、どういった基準で、やっぱり槻木にも場所はたくさんあるわけですね、探せば。どうしてこういういきさつになったのか。もうちょっと地域性を考えるべきじゃなかったのかと思うんですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町としては、やはり今斎藤議員が言われますとおり、槻木地区に今のところないということで、今回の事業者についても槻木もどうかということでいろいろお話しさせていただきましたが、事業者の希望もございまして船岡という形になっております。

そして、槻木地区につきましても、来年の4月にはちょっと間に合いませんが、10月以降あたりに1カ所のお話が現在ありますので、それを今度推進していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） すると、槻木のほうでもどの程度当たったかわからないんですけれども、選考する、その物件を探すときに、やっぱり槻木は結構空き家とかがあるんですね。ですから、小規模保育という19人ぐらいまでの規模でしょうから、もうちょっと選考するときに考慮をお願いしたいと思います。

以上です。要望にしておきます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 佐々木裕子です。

32ページ、目社会福祉総務費の総務費で節11需用費でございましてけれども、先ほどヘルプカード製本と伺いましたので、この内容を詳細にご説明願います。その1点で。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 32ページ、3款1目の需用費です。今回、障がい者のためのヘルプマーク、それからヘルプカードについての需用費の印刷製本費と消耗品費の予算の要求になっております。

ヘルプカードにつきましては、障害のある方などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に自己の障害への理解を求めるとか支援を求めるときに使用するものでございます。今回、このヘルプマークにつきましては7月にJ I S規格で認められましたので、全国的なマークという形で決まりましたので、今回補正予算に基づいて請求をさせていただくものです。

本日手元に持ってこさせていただきましたけれども、J I S規格で決まりましたヘルプマー

クというのがこちらのほうのマークになります。赤い地に白の十字とハートマークという形で、こういうのをバッグとかにつけておいてもらって障がい者であることがわかるようにする、またはわかるような形でつるしていただくということで活用していただくものになります。

あと、ヘルプカードにつきましては、協議した結果、見てわかりやすいように持ち運びが便利のような厚紙のカラー刷りで計画しております。最初に予算要求についてはどちらも1,500を用意して、申請に基づき交付したいと考えております。申請の時期については印刷と購入が終わりまして、あわせまして広報活動をしまして、2月ごろに配付を予定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 2月ごろということでしたので、皆様がお待ちになっている方も随分多いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。

31ページの2款総務費の2目賦課徴収費。先ほどの説明で印刷製本費のこの11の需用費なんですけれども、ナンバープレートと今説明されたと思います。町でナンバープレートをつくるというと50cc以下のものだと思うんですけれども、14万6,000円ぐらいだと何枚を見込んでいるのが1点と、もう一つ、デザインも各地方自治体でつくられているナンバープレートというのがあります。このナンバープレートについてのデザインなんかももう検討されているのか、これから検討するのが2点ですね。

それから、3点目については、いつからこの新しい柴田町独自のナンバープレートができるのか。この3点をお伺ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） ただいまの31ページ、2款2項2目需用費の印刷製本費ナンバープレートになります。先ほどの説明でもございましたけれども、柴田町のご当地ナンバープレートということで新たに作成するものでございます。

質問の中で枚数ということなんですが、今現在平成29年度通常もので在庫もございますので、今約3種におきまして300枚ほどあるんですが、今回ご当地ナンバーを新たにつくるということで同数の300枚を用意する予定でございます。

デザインなんですが、もちろん参考のためにつくってはおりますが、ご当地ナンバープレート余り業者もなくて、近隣市町でも行っているところがございまして、その辺から情報を

いただいて、ある程度のものがございます。あとは、今度は公安委員会のほうからその許可をいただいて交付するようになってまいります。

時期的には、平成29年度の予算内でするので年度内の交付を考えておるんですが、製作日数も3カ月以上要するというのでございますので、1月の下旬までには交付ができるのではないかとということで予定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 現在300枚ほど在庫があるということでしたので、在庫あったとしても新しくなったときから進めるのか、あるいは切りかわった年度から新たにするのか。それだけちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） もちろん早目の対応ということで、先ほど言いましたように3カ月くらい要しますので、でき次第お知らせ版等で周知をして、さらにできれば広報なんかでもPRして努めたいと思います。

そうですね。もちろんご当地ナンバー作成後は、ナンバープレートはご当地ナンバーを優先に交付いたします。ただし中には従来のものでという方の希望があれば、これは公安委員会のほうでの許可はいただいておりますので引き続き交付は可能かと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） これは質問ではなくて要望ですけれども、ご当地のナンバープレートいろいろなところで私も見させていただきました。非常に好評を博しているところが多いので、ぜひ先ほどお知らせ版とおっしゃっていましたが、ホームページなりお知らせ版あらゆる町民の目に触れるようなところにお知らせしていただいて、柴田町のPRにもなると思いますので、ぜひ周知徹底していただきたいなど、これ要望でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

28ページの上の段、総務管理費の企画管理費の8節報償費になります。その下の13の委託料もなんですが、ふるさと柴田応援寄附、先ほどの説明だと11月分までの返礼品ということだったんですが、そうすると昨年度よりはかなり多いんでしょうか。できるだけ喫緊の数字、件数と数字を説明願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 11月までの見込みということで、現在、当初予算から含めまして5,500万円の寄附というふうに見込んでおります。その過不足分ということで今回補正のほうをお願いいたしました。

それで、昨年は28年度4月から9月までの半年間はポータルサイトは1つでございました。10月から3つにいたしました。今年度は4月からもう3つでスタートしておりますので、前年よりは若干多いということになってございます。8月末現在で対前年同月比で約700万円ほど多く頂戴をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 件数と金額をお願いします。その中で特にふえているものというのがあるんですか。それから、返礼品は何が今一番人気があるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） では、1点目の現在の状況をお話をさせていただきます。8月31日現在のデータです。読み上げます。

桜のまちづくりに関する事業132件、290万円、教育に関する事業126件、233万5,000円、福祉に関する事業67件、117万円、まちづくりに関する事業49件、98万円、総合体育館建設に関する事業10件、18万円、図書館建設に関する事業18件、39万5,000円、学校給食センター建設に関する事業29件、50万円ジャスト、自治体にお任せ754件、1,167万円、合計1,185件、2,013万円となっております。前年度の傾向と比較でございますが、ほぼ同じ形となっております。

返礼品につきましては、牛タンが人気となっているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。2番加藤滋君。

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。

29ページ、2款総務費8目槻木事務所費でございますけれども、人件費となっておりますマイナスイメージ225万円という金額でございます。これは4月の人事異動絡みの金額じゃないかなとは思ったんですが、槻木事務所は所長1名、職員の方4名というふうに理解しておりますけれども、その後変更があったのか、当初4月の異動絡みでの金額なのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 先ほど財政課長の説明の中にもありましてとおり、4月の人事異動で、職員数は変わりませんが、本俸の違う職員が異動になっておりますので、その違いだけで

す。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ちょっと金額が多かったものですから、もしかして人員減があったのかなというふうに思ったのですが、現行どおりであるとすれば、特に槻木事務所の業務も各方面にわたっておりますので、サービスの低下にはつながらないかなというふうに安心いたしましたので、以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

次に、37ページの農林水産業費から47ページの公債費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

42ページ、都市計画費の5公園緑地費、節15の工事請負費、先ほど答弁いただきましたけれども、公園遊具更新工事について伺います。

槻木駅西と葛岡山公園ということでしたけれども、この遊具はどんな遊具が予定されているのか、この件について1点。

あと、44ページです。教育費2項小学校費の小学校管理費の……済みません。間違いました。次のページの教育総務費ですね、済みません。15工事請負費、船迫小学校非常放送設備改修工事並びに西住小学校フェンス設置工事について、詳しい内容をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 42ページの工事請負費ですね、公園遊具更新でございます。

2カ所更新を行うということでございますが、まず1カ所目、槻木駅西1号公園。現在、木製の複合遊具がついているんですけども、アリの害に遭って転倒のおそれがあるために、現在使用中止になっているんですけども、それをターザンロープ、人が乗って10メートル程度滑るようなターザンロープに1基更新と。

あと、葛岡山公園については、一般質問でいただいておりますが、幼児用の遊具、未就学児用ということでスプリング遊具、虫ですとか動物のもので前後に揺れたりするやつを2基、あとそれから、変形の滑り台等がついた複合的な遊具を1つというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 44ページ、工事請負費になります。

まず、船迫小学校非常放送設備改修工事ですが、船迫小学校は中央校舎、南校舎、北校舎ということでそれぞれ校舎がありまして、その校舎の放送の系統をつなぐリレーが故障していたということで、全部の校舎の一斉放送がかからない状態になっておりました。今回、新たにリレー等を敷設がえをしまして、全て一斉放送ができる形に改修をいたします。

西住小学校フェンス設置工事ですが、西住小学校校庭東側にチャレンジパークということで整備されておりまして、そこにフェンスがないことによってそこからイノシシが侵入をしているという状況があります。ですので、チャレンジパーク上部にイノシシ侵入防止用のネットフェンス、1メートル50くらいの高さで延長240メートルになります。そちらにフェンスを設置し、またあと学校入り口のほうからもイノシシが侵入しているということですので、そちらに侵入防止用の引き戸を新設をいたします。

以上になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 公園遊具に関してですが、新しい遊具がつく、槻木駅西1号公園がターザンロープ、あと葛岡山公園がスプリング2基と複合遊具がつくということなんですけど、これに関して地元の方から、例えばこういう遊具が欲しいとかそういったご意見なんかは伺っていたのでしょうか。

それと、各小学校関係のこと文教厚生常任委員会でも指摘事項とさせていただきまして、特に西住小学校のフェンスに関しては早速つけていただいたことに改めて感謝いたします。それで、フェンス工事、イノシシの侵入ということなんですけれども、校舎の中とか校庭の中には今のところイノシシの被害というのはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 遊具更新する際に、毎回そうなんですけれども、地元の公園愛護協力会である、大体区長なんですけれども、ご意見を伺って、役員会で諮ってくださいということでお話しはしています。そのときに要望出たのがターザンロープとスプリング遊具、複合遊具ということでした。

○議長（高橋たい子君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 西住小学校のイノシシの被害ですが、昨年平成28年には校庭の中に入って花壇等掘り起こしたということがありましたが、ことしになってイノシシの侵入なん

ですが、先日、野球のフェンスの、南東部ですかね、チャレンジパークのちょっと南側のほうにまたイノシシの足跡があったということで、やはりまたイノシシが出てきたような状況になっておりますので、今回認めていただければ早急に設置をしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

38ページの5目自然休養村の15節工事請負費の中に太陽の村の旧館の自動火災報知設備受信機更新とありますけれども、これは旧館全部の更新だったのか、あるいは必要なところだけの防火の更新だったのか。これ1点と、それから、41ページの土木費の2目道路維持費13節の委託料、この中に槻木下町地区の雨水対策調査委託料、その下に下名生もありますのでこの内容、どのような委託がなされているのか、もしよろしかったら具体的に教えていただければと思います。

最後に、47ページの教育費の2目保健体育施設のところで15節工事請負費の柴田球場のトイレ改修工事が出ております。これはどのような改修工事なのか、あるいは何基、新設ではないのです、どのような改修なのか。これをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、農政課長。2点目、都市建設課長。3点目、スポーツ振興課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 自然休養村関係の太陽の村旧館の自動火災報知関係の工事ですが、自然休養村の旧館に関しては昭和52年度に最初の建物を建てて、その後昭和55年に後ろの宿泊の部分を増築しております。平成9年に今の新館を建てる際に、その旧館からそれぞれリレーをもらって、火災等が起きた場合、新館のほうで把握するような形になっているんですが、実は、今回のらぼるの森の改修の際にいろいろ調査した結果、旧館同士、昭和52年度建設したものと55年度増築した部分の連動がちょっとまずい状態になっているのではないかと、これから耐用年数とかが切れて連動がうまくいなくなるということでしたので、今回、旧館の2つの機具の連動をとって、同時に新館のほうにつなぐという改修内容になっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 41ページの道路維持費ですね、13委託料でございます。槻木下町地区雨水対策調査委託料、それから、下名生字剣塚地区の雨水対策調査委託料2つということでございますが、内容です。

両方とも実は冠水対策の説明会でもって出た案件ということでございますが、まずは下町地区は、いまだにちょっとした雨で冠水に悩んでいるという地域、大浦区長ですかね、実名出して悪いんですが、大浦区長のところが一部低地部があってどうしても吐けないというところがございます。その一帯の調査測量設計をして、何とか下町の排水路に結ぶことができないかという、いわゆるポンプを前提とした設計はできないかという内容。

それから、下町排水路については小池税理士さん、いわゆる榎木体育館前でサイフォンでもってマルコ方面に抜けているんでございますが、あそこも非常に重要な部分だということで、あちらにも同じくポンプ排水、強制排水をして稲荷山に事前に抜けないだろうかということで、排水ピットをどのようにつくったらいいかということで、高さ等の調査測量設計をさせていただきたい、あるいはポンプの容量の算定をしてもらおう設計と。

あと、それから、下町の剣塚地区についても……済みません。大変失礼しました。下名生の剣塚地区についても、今、剣水地区の雨水対策工事をやっておりますが、実は剣塚のほうでも床上床下浸水の被害があったということで説明会でも切々とそういう話があったんですが、こちらも同様、調査測量設計をやらせていただいて、何とか強制的に水を吐けないかという設計を計上しています。

○議長（高橋たい子君） 次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 47ページの保健体育費の保健体育施設費、工事請負費、柴田球場トイレ改修工事でございます。

内容につきましては和式のトイレを洋式化するものでございます。箇所につきましては、建物の中の男女それぞれ1カ所ずつ洋式化。それから外のトイレ、屋外トイレがありますけれども、女子トイレを1カ所和式から洋式化するものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 下町、下名生、この2つの雨水対策の委託料ですけれども、先ほどお伺いいたしました。どうしてもまだ吐けないようなところがあるというようなことで、私らも地元なものですからいろいろお話はされております。700万円近い調査費を計上するわけですので、いつごろまでの調査委託をされているのか。それと、調査した結果、いろいろとこれから新しい予算組まれて、ポンプつくのかどうするのかわかりませんが、その対応はどのような、結果出ていないのでわかりませんが、まず結果いつまでか。その対応はどうするのか。これだけお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 補正予算をお認めいただければ、10月にも指名委員会が直近でございますので、できるだけ早い段階で委託をさせていただいて、いつまでと言われると、実質工期これから算定しますけれども、早い段階で終わらせていただくのがいいだろうと、検証の時間をいただければと思います。

あとは工事については、まとまり次第次から次へと本来であればやればよいんですが、その辺は財政当局とのご相談ということになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 41ページの2項道路橋りょう費の中の道路維持費の15節工事請負費、先ほどの説明でもうちょっと詳しくお願いします。船岡48号線ほか4工事ってどこなのか。

それから、その下の船岡地区雨水対策工事の八入地区の何の設置と言ったのか、ちょっと聞き取れなかったもので、そこももうちょっと詳しくお願いします。

それから、一番下の道路新設改良費の15節工事請負費ですが、これも水田に復旧工事はこれで全部ですか。もうちょっと詳しく説明をお願いします。

それから、43ページの10款教育費の教育総務費のところの補正額の財源内訳ってありますよね、その説明をお願いします。

それから、45ページの下の方、教育費の社会教育費の公民館費の15節工事請負費で船迫生涯学習センター駐車場舗装工事が出ているんですけども、緊急にやらなければならない状態でしょうか。別に私は余り急がなくて大丈夫なんじゃないかなと思って使っているところなんですけど、あそこはむしろ外灯がなくて皆さん苦勞して、要は玄関から駐車場におりるのに階段がもう暗くなっちゃうと全く見えなくて危険だし、駐車場真っ暗で自転車なんかの人はもう鍵入れられないくらいどこにも外灯がないので、そういうことで苦勞している場所なんですよね。だから、なぜ急に当初予算じゃなく補正で上がってきたのかなと、その説明とそれから外灯のほうはどうなるのか、伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 41ページ、道路維持費の工事請負費でございます。一般町道維持改修工事でございますけれども、財政課長からも説明ありましたけれども、代表で北船岡の町道という町道名が出ていました。今回、北船岡を含め5路線ですね、側溝整備が154メートル、舗装工事で330平米ほど、それから、板柵工で73メートルほど計上させていただいていま

す。特に北船岡43、49号線については、仙南病院の西側から来る水を北側のほうにやらないように側溝でもって分断してというような工事、これは同じく冠水の説明会でもって要望があったことについて何とか取り組めそうでございますので、そういった工事をやっていきたいということも含んでございます。

それから、船岡地区の雨水対策工事につきましては、船岡の八入地区の現在個人宅に2インチのポンプがセットしてあって、一部地域の水をその2インチポンプでもって水路に排出しているということをやっていたんですが、その民地にやっていた排水ポンプの所有者が変わってしまったというかお亡くなりになって誰も管理する状況じゃなくなったので、町で道路上に改めて排水ピットをつくらせていただいて水路に排出させていただくと。同じ同口径の2インチでもって吐くということで計画しています。

済みません。それから、15工事請負費ですね。町道船迫2号線道路改良工事の補償で復旧工事でございます。これについては町道船迫2号線の農業補償ということで長年平成3年から補償しております、現在、補償で10名ほど残っています。そのうち2人については、もう畑にしているので無条件でもう補償費は要りませんよということでお伝えをいただいています。ただ5名については何とか田んぼをやりたいという意思を示されたものですから、何とか田んぼに復田してほしいということでしたので、5,019平米分、約5反歩分復田ということで、一回田んぼの土をめくって、粘土状の土をめくってそこに山砂を入れて、当然測量して高さをはかりながらということになりますけれども、山砂を入れてしっかりした盤ができたらまたその粘土分を戻して田んぼにすると。当然周りには畦畔をつけてということでの工事を予定してございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 43ページの教育管理費ですね、一番下の財源の内訳です。国県支出金232万4,000円あります。これにつきましては、次のページ、44ページの負担金補助及び交付金に687万5,000円で幼稚園就園奨励費補助があります。これに対する国からの補助金ということで、24ページをお開きいただきたいんですが、15款2項6目教育費国庫補助金の232万4,000円がこれに当たります。

それから、その他の4,305万1,000円、これにつきましては、ふるさと柴田応援寄附金の28年度歳入された寄附金をこちらのほうに4,305万1,000円充当したということでございます。

あと、一般財源につきましては、その調整ということになります。

○議長（高橋たい子君） 4点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） それでは、船迫生涯学習センターの駐車場の舗装工事の関係なんですけれども、確かに生涯学習施設につきましてはいろいろ修繕する箇所があるところなんですけれども、昨年、槻木生涯学習センターの第1駐車場を舗装化しまして、ことしは船迫生涯学習センターの駐車場の舗装工事を今回計上したところです。

あと、船岡生涯学習センターにつきましても未舗装になっておりますので、今後計画的に駐車場の整備につきましても進めていきたいと考えていたところです。（「外灯」の声あり）

外灯につきましては、毎年各生涯学習施設から修繕要望とかが出ているんですけれども、その中にその辺が入っていなかったもので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 41ページの道路維持費の先ほど北船岡の43、48、49になるんですか、町の冠水の説明会のときに仙南病院からかなり苦情が出てということだったと思うんですよね。それで対応するのはとてもいいことなんですけど、これはもう既に病院側にはきちんと連絡いくんですか。例えば今ここで認められればすぐにとということなんですか。やっぱりあれだけ要望された場合は、工事とかするときにはきちんと説明に伺ったほうがいいと思うんですが、ちょっと伺います。

それと、一番下の農業補償ですけれども、先ほど10名対象で2名、5名の説明はあったんですが……

○議長（高橋たい子君） 恐れ入ります。マイクを意識してお話してください。

○16番（白内恵美子君） はい。一番下の道路新設改良費の工事請負費で農業補償10名が対象ということだったんですが、説明では2名、5名はあったんですが、残り3名はどういう、まだ補償を続けるということなんですか。説明をお願いします。

それから、43ページの教育費教育管理費の財源内訳ですが、そうすると、ふるさと柴田応援寄附金の中の教育に関する事業をここに充当したというふうに考えればいいんですか。その他のところでしたっけ。もう一度確認です。

それから、45ページの船迫生涯学習センターの駐車場ですが、そうすると、3つの生涯学習センターのとにかく駐車場の舗装をすると、急ぐ急がないにかかわらずということだったんですか。3つをとにかく続けて工事をするように計画をしていたと。ただ何か腑に落ちないのは、だったら当初予算できちんとやればいいのかと思うんですよね。船迫の駐車場を見るとかなり砂利を入れてもらったので、別にそんなに雨のときにそれほど困っているとも思えないし、急がなくてもいいんじゃないかなと思うんですね、利用する側としては。それより困っているのが外

灯なので、駐車場で困っているのは外灯なので、その辺は要はきちんと生涯学習センターの声とかを聞いて今回予算化したのかどうか、もう一度伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 補正いただければ当然地元への説明義務は発生してくると思います。仙南病院初め、希望された町民も北船岡に住んでいらっしゃるの、その辺はしっかりと対応したいというふうに思います。

あと、それから残りの3名につきましては、本年度も補償させていただくということになります。世代も変わって、買い取り希望という方もいらっしゃるということです。

○議長（高橋たい子君） 次に、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 41ページの教育管理費の財源内訳です。43ページですね、済みません。ふるさと柴田応援寄附金では、寄附者の希望用途ということでそれに振り分けてあるんですけれども、教育に関する事業が平成28年度は1,913万円でした。この金額を全てこちらの教育管理費のほうに充当しております。それから、自治体にお任せというふうに分類されているところの2,392万1,000円をこちらのほうに充当しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 船迫生涯学習センターの駐車場の舗装の件ですが、昨年も槻木生涯学習センターにつきましては補正予算で対応していただいたものですから今回も計上したわけですが、今回当初につきましては、西住公民館の地盤沈下とかがありましたのでそういったのを当初で優先させまして、それで今回補正で対応しているところです。

毎年、各生涯学習センターからは修繕要望を出していただいて、それであと当初予算等に計上する工事なんかを協議しているんですけれども、船迫から出た案件ではことし和室の畳の張りかえということで全部張りかえしております。ですので、各生涯学習センターから要望があった分については協議した上で対応しているんですけれども、今回その外灯につきましては出ていなかったものですから、今年度協議する際には協議の対象にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 41ページの一番下の農業補償ですが、残り3名の方、もしこのまま買い取ってほしいと言われた場合は町は買い取ることも検討するのでしょうか。例えば買い取った場合は、あそこだけにぽつんと土地があっても町とすれば困るかと思うんですが、どのよう

にお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 3名で3,250平米なんですね、いわゆる3反歩。その部分を町で管理できるかと言ったら全く当然できないわけで、当然粘り強く農業補償終結に向けてこちらとしては努力したいと思っています。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。

40ページ、これは商工費の中の、40ページの一番上の項目ですが、コミュニティプラザ管理費の中の修繕料、需用費として204万5,000円上がっているんですが、この中身について教えてください。

それと、43ページ、これも一番上の升なんですが、住宅費の中の住宅管理費、これも修繕料で450万円ほど出ているんですけれども、この中身について教えてもらいたいと思います。

それと、ページ数はちょっと上がりまして42ページ、その上のページですが、4項都市計画費の8款の土木費、その13節の委託料の中にさくら台帳システムデータ更新委託料で184万円入っているんですけれども、この中身について。これはシステムを新たにつくるということだけなのか、ただ入力するだけの事業なのかについて教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 40ページ、コミュニティプラザの修繕になりますけれども、2つの修繕があります。両方ともJR船岡駅の修繕になりまして、まず1つは、エスカレーターが船岡駅の中にありますけれども、そのエスカレーターのディスクブレーキが取りかえ修繕ということになるわけですが、そのディスクブレーキの中にブレーキパッドがありまして、そのパッドの厚みが基準値以下になりつつあるということなので、乗降客の安全を図るために今回この修繕を行うものでございます。

あともう一つ、同じく船岡駅になるわけですが、駅をおりまして改札口をおりまして階段があると思うんですが、ちょうど南側のほうにおりますと、ちょうどホテル原田が見える場所ですが、その階段のタイルがところどころ剥がれが出てきて、JRのほうと協議いたしまして、JR分と柴田町分という両方の階段があるものですから、JR分はJRで、そして柴田町分は柴田町分ということで、柴田町分はちなみに12.96平米分のタイルの修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、2点目、3点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 43ページでございます。住宅管理費の修繕料です。450万円計上させていただいています。まずは、住宅の修繕ということで、貸し出しするために北船岡1号棟、2号棟各1戸ずつで2戸、それから西船迫の1号棟、2号棟で3戸、計5戸の修繕を予定してございます。あと、一般の修繕ということで、建具、それから給排水、それから給湯器の一部傷んでいる部分もあるので、そういったものを交換したいということでございます。

それから、さくら台帳の関係、42ページの公園緑地費13委託料、さくら台帳システムデータ更新委託料184万9,000円でございますが、これは平成24年にシステムをつくっているわけですが、平成27年にも26年度分まで更新してございます。システムは変えないで従前のシステムに27年、28年に植栽した分あるいは減った分について更新していくということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどのコミュニティプラザの管理費の中の修繕料ですが、前は槻木駅の修繕料、雨どいの改修という形で入っていたと思うんですけども、まだ槻木駅の雨どいの改修、雨漏りが直っていないんですけども、その部分の改修ではないんですね。この間雨が降ったときに槻木駅に行きましたら、同じところからまだ雨が漏って下にたまっている状況なんですけれども、それは今回、いつかやる予定に入っているのかどうか、教えてもらいたいと思います。

もし、そういった改修工事について本当に改修が終わったかどうか、それを例えば技術的に見なくちゃいけないところもあるんですけども、そういったところは都市建設課のほうの協力をいただいているのかどうかについても教えてもらいたいと思います。

それと、43ページの住宅費の中の修繕料ですが、5戸についての修繕だということですが、その修繕の中身ですね。例えば普通の民間のものであれば、当然自分で汚したものについては自分で修繕していくというのが当然だと思うんですけども、経年変化とかそういったものについては家主であるほうが全部直すというのが普通慣例ですが、どういう内容で450万円、5戸について450万円、50万円かかることなんですけど、どのような修繕になっているのか、お願いしたいと思います。

それと、42ページ、そうするとさくら台帳システムじゃくてデータ更新ですが、入力するだけで189万円もかかるものなんですか。そのデータの输入の仕方が大変複雑で物すごく人数が

かかるということならわかるんですが、普通のシステムでパソコンに入れていくのに189万円もかかるのかなと思うんですが、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回の修繕には槻木の修繕は入っておりません。今、秋本議員のほうから話がありました槻木の雨どいの修繕ですけれども、それは既に終わっております。ただ、今議員おっしゃったとおり、まだ直っていないような状況だということであれば、再度確認させていただきたいと思います。

あくまで、この工事とか修繕を行う場合は当然商工観光課だけではできませんので、都市建設課のほうと協力しながら事業を進めております。

○議長（高橋たい子君） 2点目、3点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 住宅管理費の中の修繕料でございますけれども、当然入居者の負担で直す分もございます。畳の表がえ、それから障子・ふすまの張りかえ、そういった関係については当然入居者で直すということで条例に規定してございます。

それで、町で直す分についてでございますけれども、当然人によって全然使われ方は違うわけで、たばこ吸っている人もいれば、中で何か焼き肉みたいなのをしょっちゅうするとか、そういった使われ方が全く別です。油物が飛んだりとか、バーベキューとかそういう意味ではございません。さまざまな使われ方をして当然壁とか天井とかクロスの張りかえ、それから塗装なんかもありますし、全体のクリーニング、それから家具とかサッシの調整なんかも当然町のほうでしていくと。あと、給排水設備のパッキンなんかもチェックしながらということになるので、1戸当たりおおよそ平均ですと65万円ほどかかってしまうということです。

それから、さくら台帳システムデータの更新についてです。これについてはどういったものが詳しくということでございますけれども、実は1本1本GPSでもって位置情報なんかも管理していて、どこに何が植えてあるのかということ平面図、それから写真でもって対比したものをデータ化してパソコン上に組み込むという作業も入ってございますので、そういった金額がかかると。今年度は約200本ほどということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） コミュニティプラザの管理のほうは私も写真撮っておりますので、一応いつでも提供できますので、よろしく検討お願いします。

それと、先ほどの住宅管理費の中の修繕料のところですが、通常考えられる使い方以上の壊れ方をする、例えば焼き肉とかそういうのをやってもう天井が油っぽくなっちゃったとか、そ

れはその人の責任という形で補修費をいただくというのが民間の考えであれば、私なんかはそうかなと思うんですよね。通常考えられる使い方以上の壊れ方なり汚れ方をした分についてはその分の補修をしていただくというのが普通の考え方じゃないかと思うんですけれども、町のほうはそういう考えをしないのでしょうか。

例えばドアのあけ閉めにしても、普通のあけ閉めをしていればそれほど壊れないんですけれども、蹴飛ばしてどんとやって壊れればもう当然その人の責任で交換するということは出てくると思うんですよね。私もちょっと裁判関係もやっているものですから、そういう形で通常使われる形で壊れたものは当然普通の一般管理費ですけれども、それ以上の使い方をして汚した場合についてはその方の責任というのが出てくるんじゃないかと思うんですよね。どの程度まで柴田町のほうは通常の使われ方として想定されているのか。もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 前にも話し合ったことがあって、年寄りのおばあちゃんがたまたま転んだと、実は壁にその際穴があきましたという事案が議会で報告されていましたが、そういったものについては当然、個人でもって不可抗力でやってしまったという範囲のものについては当然個人で直していただくというのが通常かと思います。

ただ、うちのほうでは一般的なまずは使われ方をしているという前提でもって、お貸しするときは民間同様全体のクリーニングとか壁の塗りかえとかは当然するわけで、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

41ページの道路維持費、委託料、先ほど剣塚地区について質問もありましたけれども、ここでお聞きしたいのは、剣水地区ですね。冠水マニュアルをつくられて住民に説明会が行われたということですが、剣塚地区も同じ手続、段取りが行われたかどうかという点を確認したい。また、町として剣塚地区のこの雨水対策、どういう方針を考えていて調査を委託するのか、確認したいということです。

2点目は42ページの公園緑地費、委託料でさくら育成管理委託料879万4,000円とあります。この育成管理する委託先といいますか、団体というのはどちらになるのでしょうか。考えられるのはシルバー人材センターかわかりませんが、私が確認したいのは、去年たしか旧4号線沿いに新しい桜を植えたときに、ちょっと季節が暑い季節だったというか何か桜の成長が遅くて、

毎日のように役場職員が水かけをやったと。そのために役場職員の中でばてぎみだった人がいたというふうに私が聞いた話があるんです。本来ならそういうときはこの桜の育成を委託される団体がそういう作業をやるべきであって、役場職員がやったというのは私からするとどういう事実だったのか、ちょっと確認したいんですけれども。

以上です、質問。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 剣塚地区の関係ですけれども、ことしの5月に剣水、そして剣塚地区もあわせまして説明会を開催いたしております。その中で出た話でもって、今回都市建設課のほうで予算を組んだということになります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） さくら育成管理関係でございます。今回のさくら育成管理につきましては、テング巢病駆除ですね、秋から冬にかけて行うテング巢病駆除。それから、桜の枝も大分枯れている部分があります。白石川堤及び船岡城址公園も含めて町内の公園等で枯れている枝があれば剪定していくということです。あとは桜再生ということで、今船岡城址公園内、それから白石川の堤内でちょうど竹に包まれて育成管理で再生していますと、土の入れかえなんかもしてという部分がありますが、そういったものの入れかえで5本ほど今回予定してございます。

あと水かけの件でございますけれども、実は昨年度もさくら育成管理の中のテング巢病とか桜の剪定なんかも9月の補正でいただいたんですが、その前の昨年度の長期にわたる日照りで当然桜は相当傷んでいました。業者に別に委託するお金があれば業者に委託してということであるでしょうけれども、実は役場の職員ばかりではなくて、それを植えてくれたさくらの会の皆さんも、3分の2はさくらの会の皆さんがおかけいただいて何とかその場をしのげたという状況です。当然民間の方々が一生懸命やっている中で、役場としても少しは当然お手伝いするのが私は筋じゃないかと思って、車両センターのほうにお願いして少しやっていただいたという経緯はございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） すると、このさくら育成管理委託料、今テング巢病とか細かいことがありましたけれども、場合によっては今後もケース・バイ・ケースもあり得るということですね。桜の状況などによっては、場合によってはその都度委託することもあり得ると。一通り来年の

また季節までに桜について管理をしてもらうというよりは、今回だとこの879万4,000円というのは今の状況に基づいた委託と、状況ですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 場合によっては当然あり得るということでございますけれども、今、アメリカシロヒトリなんかが大分発生しておりまして、本年度も2回ほど消毒するという事になってはいますが、どうしてもやっぱり業者の手が、2回目実は終わってはいまだにちょこちょこ発生しているところについては、うちのほうの車両センターでもって後で噴霧器につけて部分的にやるということも当然あるということです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありますか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 41ページです。道路維持費13委託料、町道側溝清掃委託料、これがどの側溝で何メートルを清掃するのか。いずれ私の一般質問で悪いところがあったらやりますということだったんですけどもね。

それから、ついでにというか、下名生剣塚、剣水地区ですけども、冠水対策の一環ということになるんですが、水位計をつけるという前の質問のときに答弁あったけれども、この水位計がいつごろ予定されているのか。

それから、43ページ、消防総務費節15工事請負費、防火水槽給水管布設工事、これはどこの防火水槽なのか。そして、何ミリのやつから何ミリにかえるのかといったことでお聞きします。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 道路維持費の中の側溝清掃委託料でございます。水戸議員からも一般質問で大分いただいておりますが、今回やるところの代表的なところを申し上げますと、まずは町道槻木172号線でございます。昨年度白幡橋を越えて駅前に行く旧4号沿いについて歩道の拡幅なんかもやらせていただきましたが、その奥です。ヤマキ自転車屋までうちを建てる方がかなりいて、その際に排水を側溝に結ぼうとしたときに実は8割9割が埋まっていたというような状況が確認されて、実は私たちも業者にこういう状況なんですということ言われて、私たちも行きました。そういうところを中心に今回主に4路線を予定してございます。

今の172号線、それから船岡南11号線です。ちょうど養老乃瀧から仙台大学前です。あちらも同じような状況の場所が確認できましたので、そちら。それから清住地区の水路の中と申しますか、そういったところをやっていきなさいと。あとそれから、八入地区のポンプの排水を側

溝に吐いて大きな水路に落としてということをやっているんですが、そういった途中でどうしてもポンプでくんだやつが一時的にたまってしまうという現象も起きていますので、そういったところ。それから、船岡西地区なんかもたまりつつある部分だということでございますので、そちらを中心にやっていきたいというふうに考えてございます。

あと、済みません。水位計でございますが、国道の近くに実はもう1基ついているんですね。ただ、ことしまた集会所の近くのあの橋の部分に、見えるところにまたつけるということで、今のところ1カ所はついていますが、でもまた10月になったらつけていくと。ちょうど今出水期なので、ちょっと水高いのでちょっと様子を見ているというところですよ。

○議長（高橋たい子君） 距離……（「危機管理監のほう。防火水槽」の声あり）

メートル数は聞きませんでしたか。（「何メートルやるかというのね、掃除は何メートルやるか」の声あり）都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大変失礼しました。635メートルほど予定してございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） それでは、43ページにございます防火水槽の給水管の布設工事の件ですけれども、場所につきましては船岡城址公園の第1区集会所付近にあります防火水槽ですが、そこに今水道管がつながっていないんですね。1区集会所前あたりからつなぐんですけれども、その道路のところに75ミリの管が入ってまして、そこから口径30ミリの管でつなぎまして防火水槽に持っていくということでございます。延長は18メートルでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） まず、側溝の清掃ということではほかにもあるということで、それからことしの夏もやはりね、例えば上名生とかふたがされなくてそのままもう水も流れなくて、ことしの夏も十分においましてというふうに褒められたけれども、ということで行くと、剣塚にもあり上名生にもあり佐野にもあり西住にもあり南浦、至るところにあるので、そういうところが全然今回出てこなかったもので、それについても今後パトロールするなり何なりして側溝対策はしていただきたいなというふうに思います。

それから、防火水槽に関しては、かつて下名生で火事があったときに防火水槽に消防団のポンプのホースが3本入ったらもうすぐなくなってしまって、給水の水道管が20ミリぐらいだったということで全然当然追いつかなくて、結局下名生の公園の近くには消火栓がついたんですよ。ということになっているので、防火水槽は消防車が届くまでの初期消火の段階でという程度の役割だというふうにも聞いてはいますけれども、ほかにも当然町内にかなり防火水槽が

あるはずなので、その分も全部間に合っているのかどうかと。

それから、水道管の給水管をかえるんであったら、年に3回ずつ消火栓をつけるということになっているんですけども、それで消火栓をつけたほうがかえって経費的にはいいんじゃないかというふうなことがあるとすればその辺も考えてほしいなということで、ほかの防火水槽については給水管が間に合っているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 町内では全部で133カ所に防火水槽がございます。今回の館山下にある防火水槽につきましては、船岡用水を水源としまして、用水を1回せきとめて水をためてそこから水槽に入れて、そこから消火作業に当たったということになっていました。去年の火災防火訓練を初めてやったんですけども、その際にやはりこういった水利の関係が問題だということで、常に満タンにできる状態にしておかないといざというときに大変だということで、今回配管をするものでございます。

そして、町内足りるのかということですが、やはりまだまだ足りない部分もありますので、消火栓につきましては毎月1カ所ずつ設置している状況です。防火水槽につきましてはまた現場を確認しながら、必要な場合がありましたら考えていくということになります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 防火水槽で今言ったようにいざというときに役立たないと、今言った下名生の場合、一旦消えかかったときに防火水槽の水がなくなってまた火が出てきて、かなり離れたところの消火栓からホースで引っ張って消したということもあるので、しっかり消防団のポンプホース3本も入っちゃうと、20ミリから30ミリといたって全然給水なんか間に合いませんのでね。そういった意味でいくと、費用対効果というよく言う話からいくと、消火栓でできるんだったら消火栓でやったほうがかえって効果的じゃないかということもあるので、その辺は今後計算してやっていただければということでお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成29年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

2時35分再開いたします。

午後2時21分 休 憩

---

午後2時35分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

日程第6 議案第14号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第14号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、療養給付費の確定に伴う国支出金等の精算によるものでございます。

補正の主な内容は、歳入につきましては、平成28年度決算による繰越金の増額であります。歳出につきましては、保険給付費の増額、決算剰余金の財政調整基金への積み立て、療養給付費等負担金確定による国への返還金の補正であります。

歳入歳出それぞれ1億1,210万9,000円を増額し、補正後の予算総額は48億4,038万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書53ページをお開きください。

議案第14号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億4,038万5,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成28年度の決算に伴う精算による補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

57ページになります。歳入です。

初めに、9款1項1目一般会計繰入金の事務費分繰入金86万4,000円の増額ですが、これにつきましては国民健康保険システムのマイナンバー導入によるシステム設計の変更の委託料分となります。事務費ルール分として一般会計より繰り入れするものです。

10款1項1目繰越金1億1,124万6,000円の増額ですが、平成28年度の決算に伴い歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、58ページです。歳出になります。

1款1項1目一般管理費86万4,000円の増額ですが、これにつきましては、歳入で説明いたしました国民健康保険システムのマイナンバー導入によるシステム設計の変更に係る委託料です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費449万3,000円の増額ですが、これにつきましては、これまでの給付実績に基づき今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

59ページです。

9款1項1目財政調整基金積立金6,070万円の増額です。平成28年度決算に伴う歳計剰余金1億2,124万6,733円の2分の1相当額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てするものです。

なお、財政調整基金の残高は平成29年度当初は4億4,226万8,714円でした。その後基金を繰り入れしております。9月補正の積み立て後の基金残高は4億2,468万1,714円となります。

60ページになります。

11款1項3目償還金5,420万円の増額ですが、これにつきましては平成28年度の国支出金、

療養給付費交付金等の精算に伴う償還金となります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 58ページの歳出、これは昨年から私も病院議会に行っているときから話が出なかったというか、国民健康保険のマイナンバー制度、これについてのメリット。それと、この前制度的に始まったマイナンバーとどういふふうな絡みでなるのかということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） こちらの58ページの一般管理費のマイナンバーの件ですけれども、こちらのほうは国のシステムにあわせてマイナンバーに対応するシステムの整備というふうなことで、メリットに関しては、転入転出等そのマイナンバーがあればいろんな身分のものを幾つも持たないで済むということでは非常に便利になるかとは思いますが、マイナンバーを持ってきちんと来られる方がまだ少ないというふうなこともありまして、職員のほうは確認する作業がまだたくさんあるというのが現状となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この前出たマイナンバーシステムというのがなかなか普及しないというか、そんな中でまた今度国保のほうもそれが始まるという、システム的にはそれはメリットというふうを感じるの理解するんですけども、これは国がやることなのでどうにもならないことなんですけれども、そういった意味で、それをやることによって町の負担なりそれぞれの関係機関の負担が出るということもいかなものかなと思ったりもするんですけども、それはそれで今の説明でわかりました。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第15号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第15号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動に伴う人件費、下水道長寿命化整備に伴う計画策定委託料、平成28年度歳計剰余金確定に伴う財源の組みかえに係る補正であります。

歳入歳出それぞれ2,521万円を減額し、補正後の予算総額を15億3,126万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書61ページをお願いいたします。

議案第15号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についてです。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ2,521万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億3,126万5,000円にするものです。

63ページをお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

第2表地方債補正です。

社会資本整備交付金、防災安全交付金の分であります。補正前の限度額3億650万円から1,500万円を減額いたしまして、補正後の限度額を2億9,150万円に改めるものです。

65ページをお願いいたします。

歳入です。

3 款国庫支出金 1 目公共下水道事業補助金1,000万円の減額につきましては、地方債の補正と同様、国の補助交付金を減ずる補正となります。補正前の額から1,000万円を減額いたしまして、補正後の額を 1 億5,000万円とするものです。

続いて、4 款繰入金 1 目他会計繰入金1,892万2,000円の減額につきましては、主に歳計剰余金と歳出総額を上回る金額につきまして一般会計に戻し入れを行うものです。補正前の額から1,892万2,000円を減額し、補正後の額を 4 億4,428万4,000円にするものです。

5 款繰入金 1 目繰入金1,871万2,000円の増額につきましては、平成28年度の歳入歳出決算額から平成28年度の繰越額を控除した剰余金となります。

7 款町債 1 目公共下水道事業債1,500万円の減額につきましては、第 2 表地方債での説明と同様の理由による補正となります。

66ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費の節給料、職員手当、共済費につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の補正となります。3 節職員手当等の時間外勤務手当の52万8,000円の増額補正につきましては、下水道受益者負担金の賦課対象が例年より大幅に増加したことによります申告書の送付及び負担金の収納対策等に要する補正をお願いするものです。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の節給料、職員手当等につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。13 節委託料、ストックマネジメント業務委託料2,100万円の減額補正につきましては、本委託料により計画書を策定予定でございましたが、年度内での国交付金の配分が見込めないことから減額するものでございます。

次に、5 款 1 項 1 目の元金につきましては、繰越剰余金確定による財源の組みかえ補正を行うものです。

70ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する補正となります。補正前の額 3 億2,630万円の見込み額に対しまして、歳入でのご説明のとおり1,500万円の減額となる部分を、補正後起債見込み額が 3 億1,130万円となるものです。これによりまして、当該年度末現在高見込額は71億1,749万7,000円となるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は地方債補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

65ページの4款繰入金、一般会計からの繰り入れについてお聞きしたいと思います。この一般会計からの繰り入れは、私は平成13年ごろからずっと見ているんですけども、大体4億円から5億円を行ったり来たりしている形ですと続いているんですね。これはこれから老朽管の布設交換とかいろいろ出てくるんですが、この後も大体この金額ですと移行するののかについて、予測的なものでいいのでその辺を教えてくださいたいと思います。

それと、66ページ、2款の下水道事業費の中の公共下水道建設費1目ですが、その13節の委託料。先ほどストックマネジメント業務委託料のほうがやめたという話ですが、これはどのような形でどういうふうこれからつくっていかうという計画なのか。年度を含めて教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） ただいまご質問ありました繰入金につきましては、ここ数年この4億から5億円台を保っております。これにつきましては、今後の収益及び投資を見込みますと、同じぐらいのペースで数年は継続するものと考えております。

2点目のストックマネジメント業務委託料でございます。これについては、これまで下水道長寿命化計画が平成26年度から30年度の5カ年計画で事業を行ってまいりました。平成28年度に国の施策としましてストックマネジメントの改定がありまして、これによりまして、ことしの3月にストックマネジメントの計画書を提出しております。

それに当たり今後平成29年度今年度から5年間、平成33年度までの5カ年の計画書を作成するものでございました。一般質問でもありましたように、今後の老朽化対策また耐震化対策については、このストックマネジメント業務におきまして進めてまいる予定でございます。これまでの長寿命化計画が今後ストックマネジメントに移行しまして、まずは5年間ということでこの計画書、今年度については国の配分がなく作成を控えることとなりますが、来年度以降計画を再度要望していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございませんか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第16号 平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第16号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国県支出金等の精算及び県支出金の減額によるものでございます。

歳入につきましては、平成28年度決算による繰越金の増額及び県支出金の減額が主な内容となっております。歳出につきましては、決算剰余金の介護給付費準備基金への積み立て、介護給付費の確定による国等への返還金、一般会計への繰出金及び総務費の減額などの補正であります。

歳入歳出それぞれ2,573万1,000円を減額し、補正後の予算総額を29億6,077万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第16号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算

について詳細説明をさせていただきます。

議案書の71ページをごらんください。

第1条です。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,573万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ29億6,077万1,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、平成28年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰り越しにより、国庫支出金、支払基金、県支出金おのこの償還、また基金の積み立てなどが主な補正となります。

歳入について説明させていただきます。

75ページをお開きください。主な項目のみ説明させていただきます。

4款1項1目介護給付費交付金の増額79万5,000円につきましては、平成28年度の介護保険給付費の精算により追加交付されるものであります。

5款2項1目地域医療介護総合確保事業補助金の1億4,183万9,000円の減額は、第7期介護保険事業計画において、地域密着型介護老人保健施設の公募により建設を計画しておりましたが、公募しましたが応募者がなかったことから、介護老人福祉施設の建設ができないと判断し、補助金の減額をするものです。

7款繰入金1項一般会計繰入金の2目介護給付費繰入金の増額366万8,000円は、介護保険システムの改修に係る事務費の繰入金となります。

8款繰越金1億1,162万9,000円の増額は、平成28年度介護保険事業の歳計剰余金1億1,242万9,000円から当初予算で見込んでおりました80万円を差し引いた額を計上するものです。

続きまして、歳出補正について説明させていただきます。

76ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費7節の賃金については、介護保険業務の臨時職員2名分の賃金となります。13節委託料286万2,000円は介護保険システム改修委託料で、制度改正分と番号制度システムの整備委託料の2つの委託料となります。

19節負担金補助及び交付金の1億4,183万9,000円の減は、歳入でも説明いたしましたとおり、地域密着型介護老人福祉施設の建設が見込めなくなったことから補助金全額を減額するものです。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費2,895万5,000円の増額は、サービス量の増加見込みによる補正をするものでございます。

4款1項1目サービス事業は、過年度の精算追加交付に伴い、支払交付基金と介護保険料の

財源の更正となります。

5款1項1目基金積立金2,903万5,000円の増額は、平成28年度介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護保険給付費準備金として積み立てるものであります。この積み立てた結果、平成28年度末1億1,874万5,500円に足しますと、基金残高が1億4,778万500円となる見込みでございます。

続いて、7款1項1目償還金、償還金利子及び割引料3,710万円の増額は、平成28年度介護保険事業の精算に伴う国庫、支払基金、県への償還金となります。同じく2項の繰出金につきましては、他会計繰出金として1,721万3,000円の増額は、28年度介護保険事業の精算に伴い、多く交付を受けていた分を一般会計に戻し入れをするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 確認であります。ただいまの補足説明の中で、75ページ、5款の2項3目を1目と読み上げたこと、それから同じページの7款1項1目を2目と読み上げたように思いますが、1目、議案書のとおりでよろしいのでしょうか。

○福祉課長（平間清志君） 間違っているもので、議案書のとおりが正しいので訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） はい。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

76ページの1項総務管理費、一般管理費の19節負担金補助及び交付金のところで、地域密着型介護老人福祉施設が見込めなくなったためという説明だったんですが、そこをもう少し詳しく説明願います。町では引っ張ってきたかったわけですね。そのあたりの経緯、なぜどこも応募がなかったのかを詳しくお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今、介護保険事業計画については第6期期間の最終年度になります。この期間において地域密着型の介護老人福祉施設ということで建設をしたいというふうな相談が、計画を策定する前にありました。ただ社会福祉法人ではなくて、まだ設立ができていない個人の相談扱いだったんです。それで社会福祉法人を設立した上で改めて地域密着型の老人福祉施設をつくりたいということで相談がありましたので、計画に入れていたわけなんです。

なかなか催促をしたんですが、なかなか社会福祉法人の設立ができなかったということと、その後どうになりましたかと何回も確認はしたんですが、ちょっと連絡がつかなくなってしまったといったこともあります。

それで、改めて、その方を候補者として計画は立てたんですが、別に他の社会福祉法人の方が建てる可能性もあるということで公募はしてはみたんですが、やはりなかなかすぐという形には行かなかったので、今回計画期限ぎりぎりになりましたけれども、予算を削除させていただくという形になってしまったところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、町のほうはまず相談があつて、つくりたいんだというところが出てきたときに初めて動き出すということですよ。最初から公募をかけるわけにはいかないということなんですよ。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） その辺が大変町の事業計画の中では難しいところでございます。町が幾らこういう施設が欲しいと言っても、今回のように応募にならない場合もあります。また、公募というふうな形でやった場合には補助金をというふうな形になりますので、ですから、できれば計画を立てる、ことしのように第7期を立てる時期に、この第7期の期間中に建てたいという相談があればそれは計画の中に載せていきますし、そのサービスする地域密着型の施設についてもグループホームなのか小規模多機能なのかというふうなところを相談しながら計画の中に入れていくということなので、相談をしながら引っ張り入れるのと、それから事前にもらうのと、ちょっと考え方は違いますけれども、分かれて2本立ちという形で進めているのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9 議案第17号 平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第17号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるものでございます。

補正の主なものは、歳入につきましては、平成28年度の決算による繰越金の増額、後期高齢者医療保険料の本算定による収入見込みの減額であります。歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込み減による宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額及び一般会計繰出金の増額であります。

歳入歳出それぞれ1,825万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,294万4,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書79ページをお開きください。

議案第17号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,825万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,294万4,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成28年度の決算に伴う補正となります。

82ページになります。歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料2,153万8,000円の減額、2 目普通徴収保険料797万7,000円の減額、合計で2,951万5,000円の減額補正ですが、これらの現年度分の保険料は本算定で調定額から収入見込額を補正したものです。

4 款 1 項 1 目繰越金1,125万8,000円の増額ですが、平成28年度の決算に伴い歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、83ページです。歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金1,892万5,000円の減額ですが、これにつきましては歳入の保険料で減額となったことにより、広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3 款 1 項 1 目保険料還付金21万3,000円の増額ですが、保険料過年度還付金の決定見込みによるものです。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金45万5,000円の増額ですが、平成28年度の事務費繰入金分について精算により一般会計に繰り戻しをするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第18号 平成29年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第18号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動に伴う人件費及び配水管布設工事実施設計委託料の補正であります。

収益的収入は12万円を増額し、補正後の予算総額は13億4,010万8,000円となります。収益的支出は178万7,000円を増額し、補正後の予算総額は11億7,159万8,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は929万4,000円を増額し、補正後の予算総額を5億5,138万円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

失礼しました。収益的収支は12万円を増額し、補正後の予算総額は13億410万8,000円となります。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 詳細説明を申し上げます。

85ページをお願いいたします。

議案第18号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条でございますが、第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主な建設改良事業既決予定額から929万4,000円を増額いたしまして3億6,268万8,000円に補正を行うものです。

第3条は、予算書第3条に定めております収益的収入及び支出の既決予定額を次のとおり補正を行うものです。

収入です。

第1款水道事業収益既決予定額から12万円を増額しまして13億410万8,000円に、その内訳は第2項の営業外収益です。既決予定額に児童手当分12万円を増額しまして3,302万9,000円に補正を行うものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用既決予定額に178万7,000円を増額しまして11億7,159万8,000円に、その内訳は第1項の営業費用、原水、浄水費等です。既決予定額に職員給与等人件費分として178万7,000円を増額しまして10億8,993万4,000円に補正を行うものです。

第4条につきましても、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。収入はございません。

支出でございます。

第1款の資本的支出既決予定額に職員給与等人件費と委託料分として929万4,000円を増額しまして5億5,138万円に、内訳は第1項の建設改良費既決予定額に929万4,000円を増額しまして3億6,268万8,000円に補正を行うものです。

次に、86ページをお願いいたします。

第5条ですが、予算書第7条に定めております経費の金額、議会の議決を得なければならない経費を次のように補正を行うものです。

職員給与費既決予定額に196万1,000円を増額しまして、4,612万7,000円に補正を行うものです。

次に、95ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正予定額実施計画説明書になります。

収入支出ともに4月の人事異動に伴う人件費に係る補正で、収入は児童手当分、支出は職員給与等人件費分の補正となります。

次に、96ページに続きます。

次のページは、資本費収入支出補正予定額実施計画説明書です。

収入はございません。

支出ですが、こちらも人事異動によります人件費の増額と8節委託料の配水管布設工事実施設計委託（その2）の900万円の増額補正ですが、年度当初より漏水が発生し、修繕対応しておりました西船迫二丁目のとんかつタヤけ西側の国道4号バイパスの横断管の路線と、松ヶ越一丁目館前緑地北側の路線の2路線でございますが、これの布設がえ。それと、給水計画の効率化を図るため、西船迫一丁目麵どころ味匠庵の交差点及び船岡東原前ひさご旅館から県道を横断してコーポラスのほうに行く路線でございますが、そこの2路線の改修の実設計委託料をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時21分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 5番 桜 場 政 行

署名議員 6番 吉 田 和 夫

